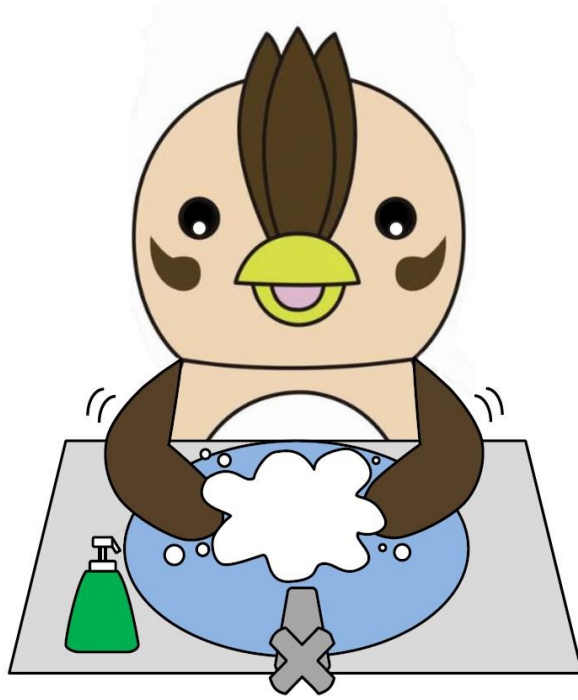


令和2年度

# 市 税 概 要



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

入 間 市

## 市章（昭和 42 年 3 月 23 日制定）

入間市の「入」を若鷺に形どり、円は市の円満、融和と団結を表し、中央の白い部分は、市の将来の永遠なる発展と躍進を象徴しています。



## ○入間市民憲章（昭和 49 年 6 月 1 日制定）

わたくしたちは、武蔵野の自然にめぐまれた入間市を愛し、より明るく、豊かな文化のまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、環境のよいまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、平和な住みよいまちをつくりましょう。
1. 健康で働き、希望にみちたまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、心豊かなまちをつくりましょう。
1. お互いに助けあい、やすらぎのあるまちをつくりましょう。

## 市の花：茶の花（昭和 56 年 4 月 1 日告示）

県下一の生産量を誇る市の特産物「狭山茶」を象徴するにふさわしい花です。秋に白く可憐にさきます。



## 市の木：ケヤキ（昭和 56 年 4 月 1 日告示）

幹が太く、まっすぐな大木に成長するこの木は、市内の各所でみられ、その枝ぶりと緑は、自然の恵みを象徴しているようです。



## 市の鳥：ヒバリ（昭和 56 年 4 月 1 日告示）

毎年初夏になると、さえざりながら大空を舞いあがる姿が、市内の茶畑や川原などでみられ、私たちの心をなごませてくれます。



# 目 次

## I 入間市の税体系及び財政

(1) 入間市の税体系	1
(2) 入間市の税務行政の機構及び人的構成	1
(3) 入間市の税務行政事務分掌	3
(4) 令和2年度一般会計当初予算額	4
(5) 令和元年度一般会計決算額	6
(6) 一般会計歳入総額に占める市税の割合	8
(7) 令和2年度当初予算における自主財源及び依存財源	9

## II 市税総括

(1) 税目別の市税調定額（現年課税分）と構成割合	10
(2) 令和元年度市税決算状況	12
(3) 市税年度別決算状況	14
(4) 市税負担状況の推移	21
(5) 市税税目別納税状況の推移（市民1人当たり）	22
(6) 市税税目別納税状況の推移（1世帯当たり）	23

## III 市民税

### 1 個人市民税

(1) 個人の市民税調定額と納税義務者数	24
(2) 令和2年度個人の市民税所得区分別納税義務者数と税額に関する調	25
(3) 令和2年度市民税の特別徴収義務者数と税額に関する調	25
(4) 個人市民税特別徴収義務者数・納税義務者数と特別徴収税額	25
(5) 個人市民税の年度別納税義務者数	26
(6) 個人の市民税所得区分別課税状況	27

### 2 法人市民税

(1) 法人市民税調定額と納税義務者数	28
(2) 均等割の税率区分別調定額と納税義務者数	29
(3) 法人税割の産業分類別調定額と納税義務者数	30

## IV 固定資産税等

### 1 固定資産税

(1) 固定資産税資産別納税義務者数	31
(2) 固定資産税資産別調定額	31

(3) 固定資産課税台帳縦覧者及び閲覧者数	32
(4) 土地の筆数	33
(5) 土地の地積	34
(6) 土地の決定価格	35
(7) 土地の課税標準額	36
(8) 家屋総括表	37
(9) 償却資産の課税標準額の推移	38
2 都市計画税	
(1) 都市計画税資産別調定額	38
3 国有資産等所在市町村交付金・納付金	
(1) 交付金	39
V 諸税及び税務証明手数料	
1 軽自動車税	
(1) 軽自動車税車種別課税台数・調定額	40
2 市たばこ税	
(1) 市たばこ税額と売り渡し本数の推移	42
3 鉱産税	
(1) 鉱産税額と産出量の推移	43
4 税務証明手数料及び件数	44
VI 国民健康保険税	
(1) 国民健康保険税調定額等の状況	45
(2) 医療費（療養諸費）に占める税の割合	46
(3) 国民健康保険加入状況等	47
VII 収納・徴収	
(1) 税目別執行停止の推移	49
(2) 税目別不納欠損の推移	50
VIII 入間市税の税率及び最近の主な税制改正	
(1) 市税の税率	51
(2) 最近の主な税制改正	53

埼玉県納税貯蓄組合総連合会 優秀賞

「支えあい」

豊岡中学校 3年 柴田 菜月

「生活を支える税金」

豊岡中学校 3年 関川 恵

「身近に使われている私たちの税金」

豊岡中学校 3年 深澤 若葉

「役所の苦勞」

向原中学校 3年 小澤 由夏



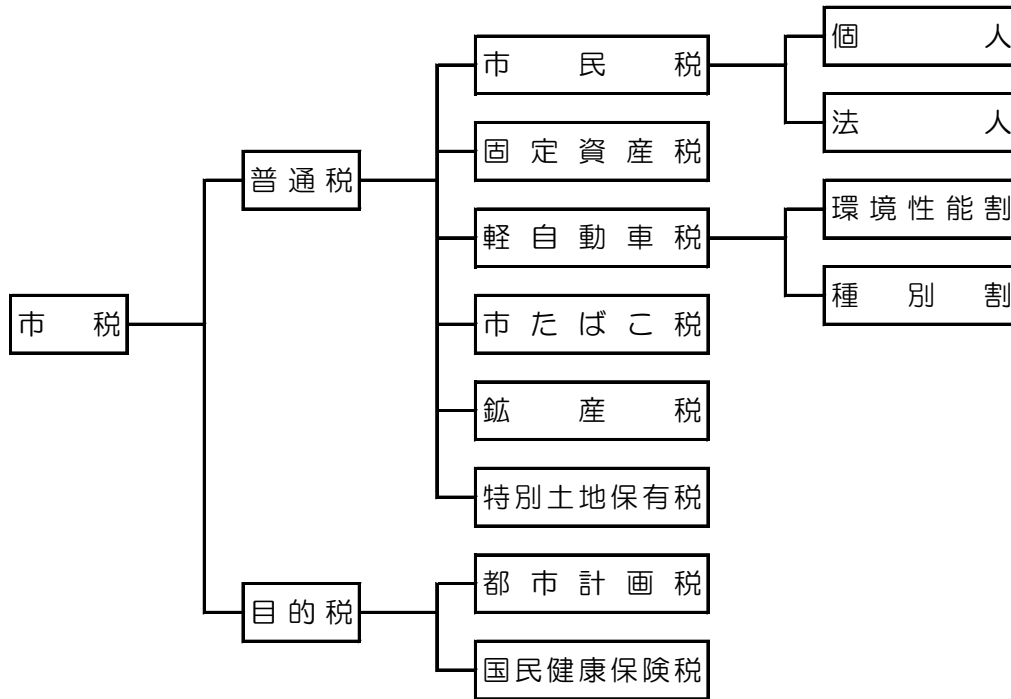
入間市マスコットキャラクター 「いるティー」

(令和2年度 税に関する作文 優秀作品より)

# I 入間市の税体系及び財政

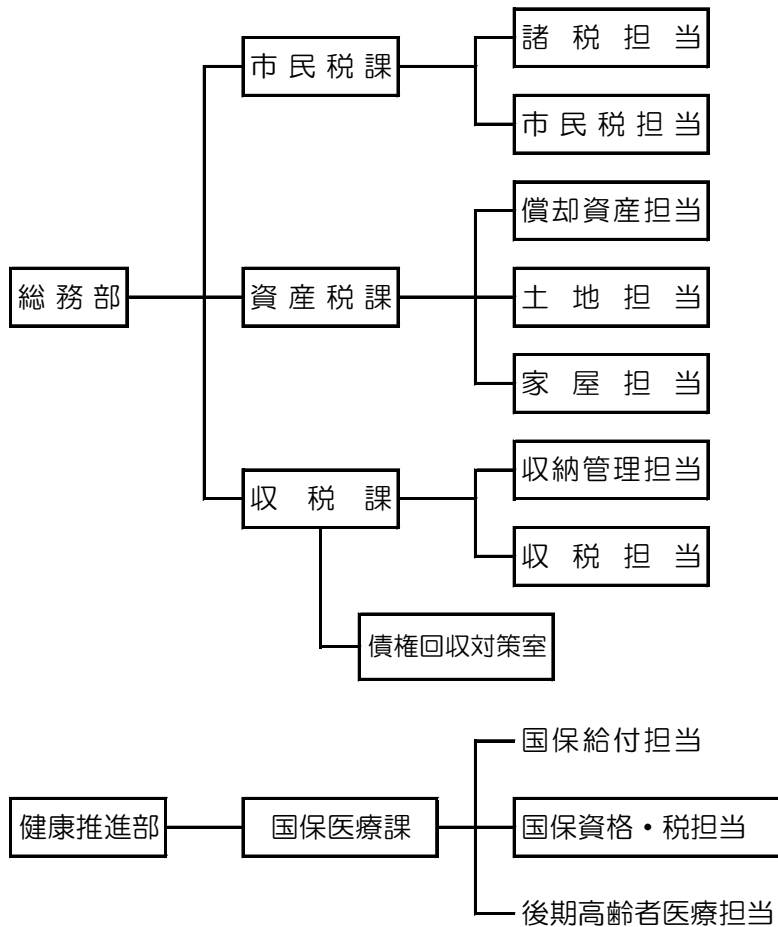
# I 入間市の税体系及び財政

## (1) 入間市の税体系 (令和2年4月1日現在)



## (2) 入間市の税務行政の機構及び人的構成

### ア 税務行政機構図 (令和2年4月1日現在)



イ 人口及び税務職員数等の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・戸・km<sup>2</sup>・％）

区分 年次	人口	世帯数	面積	一世帯 当たり 人口	人口密度	市長局 職員数	税務 職員数	市長部局に占 める税務職員 の構成割合	税務職員一人 当たりの人口
25	150,077	61,254	44.7	2.5	3,354	631	56	8.87	2,680
26	149,912	61,953	44.7	2.4	3,351	623	55	8.83	2,726
27	149,591	62,548	44.7	2.4	3,347	612	55	8.99	2,720
28	149,292	63,281	44.7	2.4	3,341	629	58	9.22	2,574
29	148,733	63,906	44.7	2.3	3,328	661	57	8.62	2,609
30	148,592	64,694	44.7	2.3	3,325	683	56	8.20	2,653
令和元	148,297	65,579	44.7	2.3	3,318	684	59	8.63	2,514
2	147,542	66,060	44.7	2.2	3,301	694	59	8.50	2,501

※ 税務職員は市民税、資産税、収税及び国民健康保険税の賦課徴収に係る職員数の合計である。

ウ 税務職員職制別構成人数（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

職制		課長	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	計
市民 税課	諸税担当		0	1	1	1	1	0	4
	市民税担当	1	1	2	0	2	4	3	12
	(計)	1	1	3	1	3	5	3	17
資産 税課	償却資産担当		1	1	0	1	1	1	5
	土地担当	1	0	1	0	2	0	2	5
	家屋担当		1	2	1	1	1	1	7
(計)	1	2	4	1	4	2	4	18	
収税 課	収納管理担当		0	1	1	0	1	2	5
	収税担当	1	1	1	0	2	2	3	9
	債権回収対策室	1	0	0	1	1	1	1	4
(計)	2	1	2	2	3	4	6	20	
国保 医療 課	国保資格・税担当		1	1	1	1	2	1	7
	国保給付担当	1	1	1	0	4	1	2	9
	後期高齢者医療担当		0	1	1	0	0	2	4
(計)	1	2	3	2	5	3	5	21	
税務職員合計		5	5	9	4	11	12	14	60
合計		5	6	12	6	15	14	18	76



(3) 入間市の税務行政事務分掌

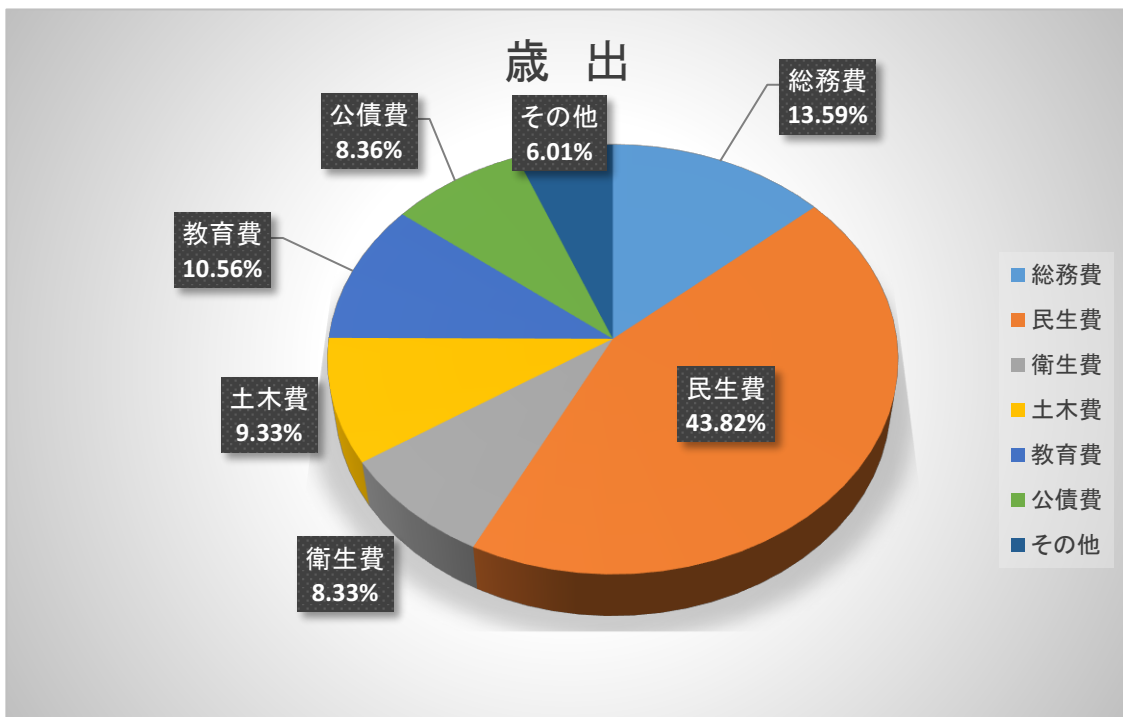
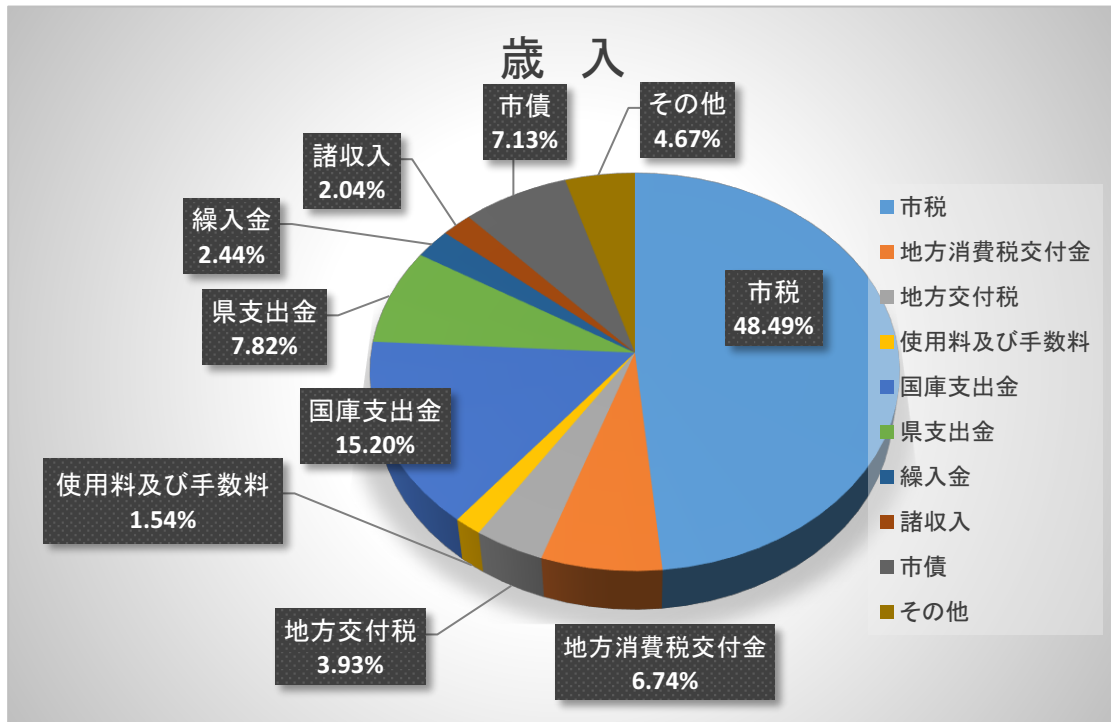
区 分		事 務 分 掌	
総 務 部	市民税課	諸税担当	法人市民税に関する事。軽自動車税の賦課に関する事。市たばこ税に関する事。鉱産税に関する事。原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関する事。市民税の証明（納税証明を除く。）に関する事。
		市民税担当	個人市民税（県民税を含む。）の賦課に関する事。
	資産税課	償却資産担当	償却資産に係る固定資産の評価及び固定資産税の賦課に関する事。国有資産等所在市町村交付金に関する事。固定資産に関する証明及び諸届の処理に関する事。
		土地担当	土地に係る固定資産の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
		家屋担当	家屋に係る固定資産の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
	収 税 課	収納管理担当	市税等の収納の確認及び整理に関する事。市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事。
		収税担当	市税等の徴収に関する事。市税等の滞納処分及び執行停止に関する事。市税等の納税等の相談に関する事。
		債権回収対策室	各種市債権（当該債権を所管する課等から、徴収が困難なものとして移管されたものに限る。）の徴収に関する事。
	健康推進部	国保医療課 国保資格・税担当	国民健康保険税の賦課に関する事。

## (4) 令和2年度一般会計当初予算額

(単位：千円・%)

歳		入		歳		出	
款		予 算 額	構成比	款		予 算 額	構成比
1	市税	21,312,626	48.49	1	議会費	293,763	0.67
2	地方譲与税	335,730	0.76	2	総務費	5,974,626	13.59
3	利子割交付金	15,000	0.03	3	民生費	19,259,618	43.82
4	配当割交付金	84,000	0.19	4	衛生費	3,660,457	8.33
5	株式等譲渡所得 割交付金	44,000	0.10	5	労働費	17,674	0.04
6	法人事業税交付 金	110,280	0.25	6	農林水産業費	171,465	0.39
7	地方消費税交付 金	2,958,000	6.74	7	商工費	168,070	0.38
8	ゴルフ場利用税 交付金	48,000	0.11	8	土木費	4,101,056	9.33
9	環境性能割交付 金	94,000	0.21	9	消防費	1,930,398	4.40
10	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	78,000	0.18	10	教育費	4,642,253	10.56
11	地方特例交付金	145,000	0.33	11	公債費	3,675,840	8.36
12	地方交付税	1,725,000	3.93	12	諸支出金	18	0.00
13	交通安全対策特 別交付金	15,000	0.03	13	予備費	55,762	0.13
14	分担金及び負担 金	283,748	0.65				
15	使用料及び手数 料	677,794	1.54				
16	国庫支出金	6,680,108	15.20				
17	県支出金	3,435,134	7.82				
18	財産収入	187,155	0.43				
19	寄附金	15,390	0.04				
20	繰入金	1,074,535	2.44				
21	繰越金	600,000	1.36				
22	諸収入	898,300	2.04				
23	市債	3,134,200	7.13				
歳 入 合 計		43,951,000	100.00	歳 出 合 計		43,951,000	100.00

## 令和2年度一般会計当初予算構成図

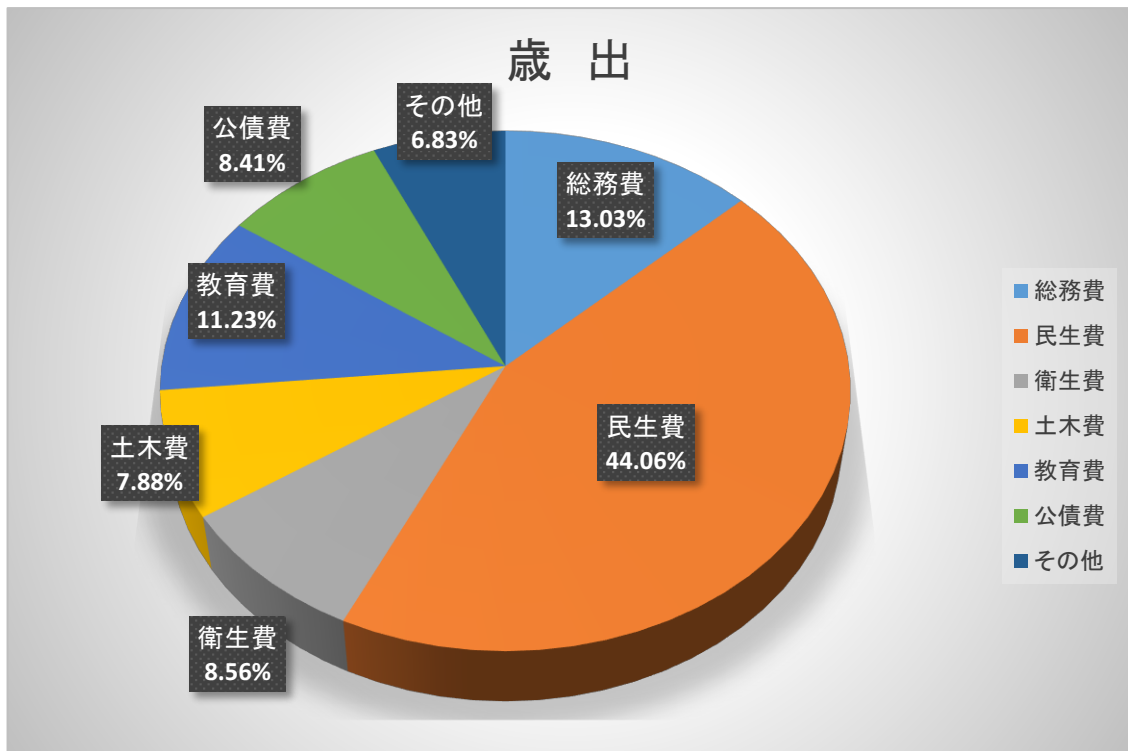
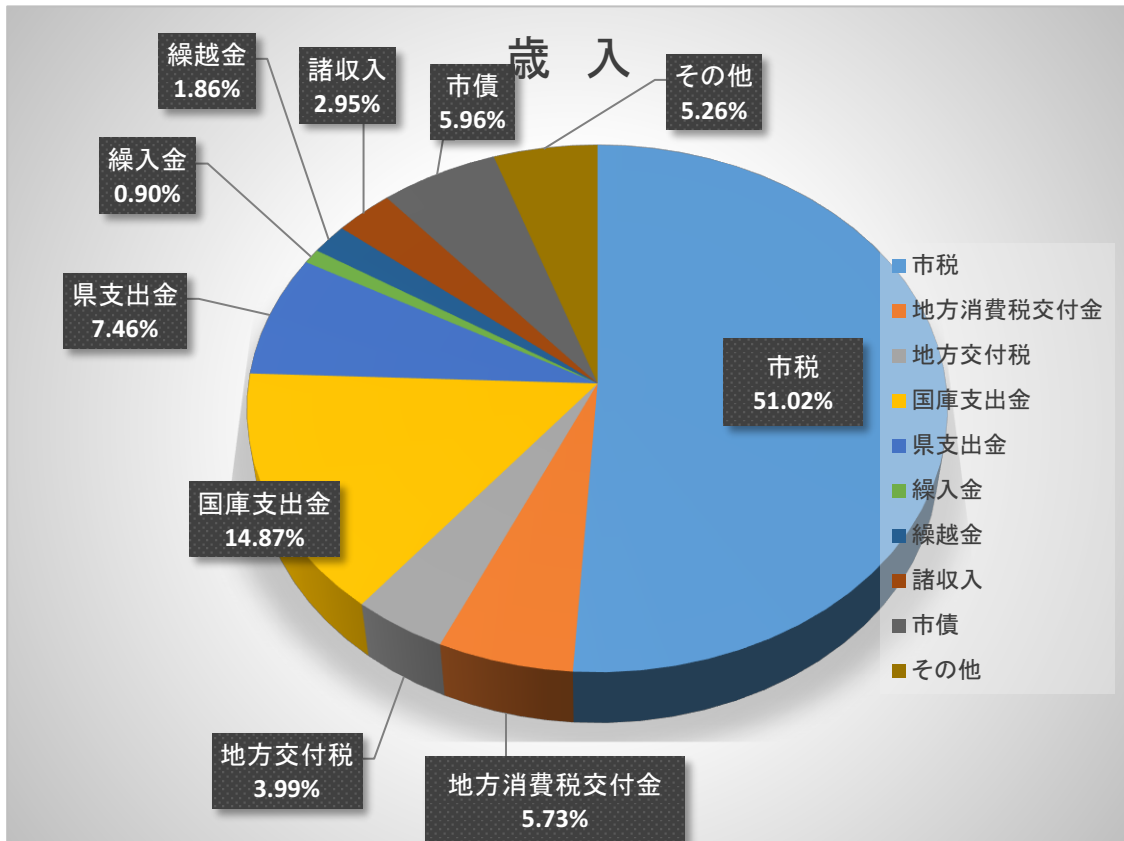


## (5) 令和元年度一般会計決算額

(単位：千円・%)

入				出			
歳	款	決算額	構成比	歳	款	決算額	構成比
1	市税	21,547,923	51.02	1	議会費	284,151	0.69
2	地方譲与税	308,330	0.73	2	総務費	5,345,959	13.03
3	利子割交付金	15,454	0.04	3	民生費	18,080,463	44.06
4	配当割交付金	100,476	0.24	4	衛生費	3,513,829	8.56
5	株式等譲渡所得割交付金	60,541	0.14	5	労働費	28,399	0.07
6	地方消費税交付金	2,420,257	5.73	6	農林水産業費	191,447	0.47
7	ゴルフ場利用税交付金	47,846	0.11	7	商工費	420,229	1.02
8	自動車取得税交付金	68,794	0.16	8	土木費	3,232,681	7.88
9	環境性能割交付金	20,824	0.05	9	消防費	1,877,960	4.58
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	78,290	0.19	10	教育費	4,605,989	11.23
11	地方特例交付金	342,752	0.81	11	公債費	3,452,127	8.41
12	地方交付税	1,683,130	3.99	12	諸支出金	17	0.00
13	交通安全対策特別交付金	15,659	0.04	13	予備費	0	0.00
14	分担金及び負担金	412,271	0.98				
15	使用料及び手数料	654,748	1.55				
16	国庫支出金	6,284,285	14.87				
17	県支出金	3,150,153	7.46				
18	財産収入	76,362	0.18				
19	寄附金	17,167	0.04				
20	繰入金	378,043	0.90				
21	繰越金	786,857	1.86				
22	諸収入	1,244,992	2.95				
23	市債	2,515,148	5.96				
歳入合計		42,230,302	100.00	歳出合計		41,033,251	100.00

## 令和元年度一般会計決算額



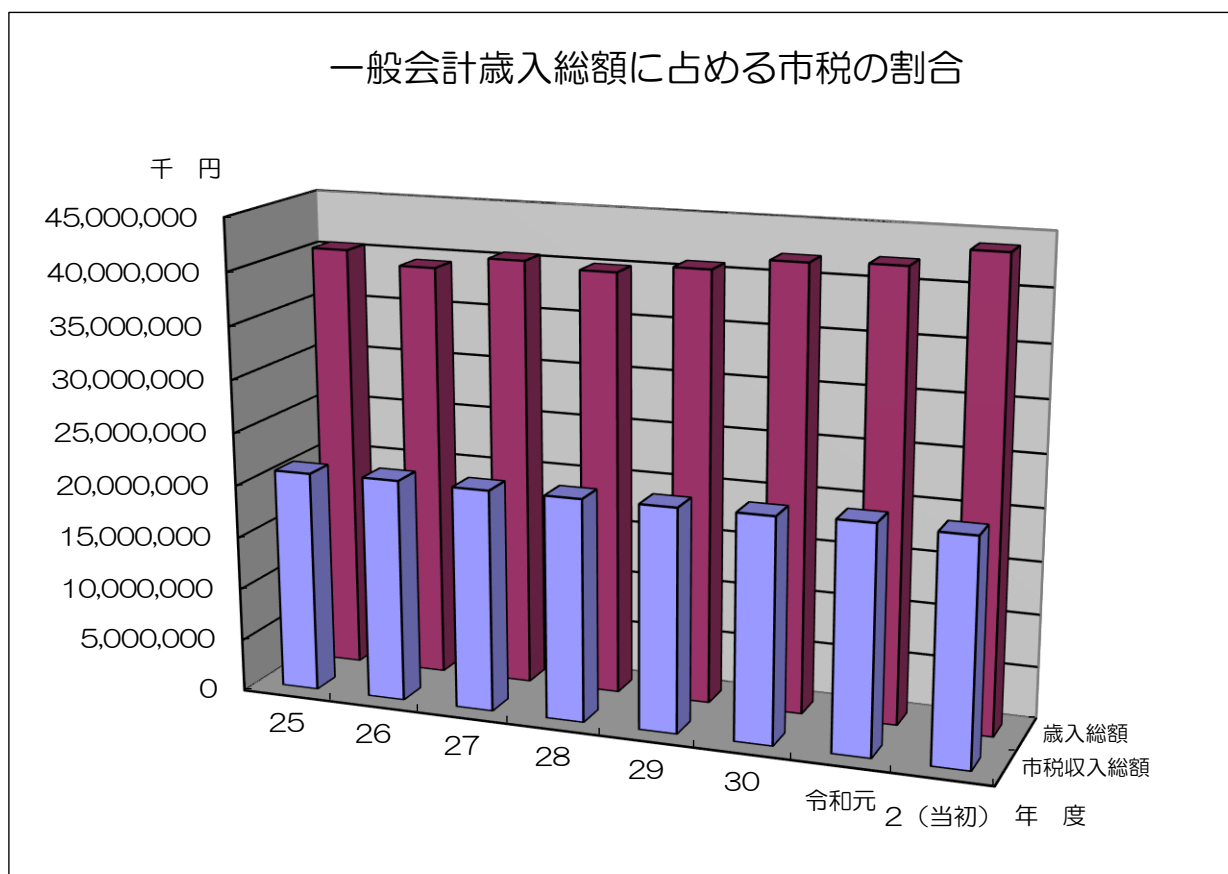
(6) 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位：千円・%)

年度	区分	歳入総額	市税収入総額	市税割合	市民1人当たり市税	1世帯当たり市税
25		40,512,752	21,063,752	51.99	140,353円	343,876円
26		39,353,323	21,194,385	53.86	141,379円	342,104円
27		40,559,942	21,099,309	52.02	141,047円	337,330円
28		40,033,386	21,153,378	52.84	141,691円	334,277円
29		40,838,852	21,201,799	51.92	142,549円	331,765円
30		41,995,466	21,287,384	50.69	143,261円	329,047円
令和元		42,230,302	21,547,923	51.02	145,302円	328,580円
2 (当初予算)		43,951,000	21,312,626	48.49	144,451円	322,625円

※ 滞納繰越分を含む。

市民1人当たり市税及び1世帯当たり市税の算出は、各4月1日現在の人口による。



入間市の令和元年度決算における歳入総額422億3,030万2千円のうち、市税が51.02%の215億4,792万3千円を占めています。市税の内訳としては、12ページの市税決算状況の収入済額にあるとおり、市民税が98億1,483万1千円で45.55%と最も多く、次いで固定資産税が92億5,699万3千円で42.96%となっており、両税で市税全体の約88.51%を占めています。



## Ⅱ 市 税 総 括



## Ⅱ 市税総括

### (1) 税目別の市税調定額（現年課税分）と構成割合

税 目	年 度	調 定 額			
		2（当初予算）	令和元	30	29
市民税		9,553,536,000	9,811,661,701	9,873,742,901	9,721,912,241
		45.09	45.59	46.56	46.10
	個人	8,476,475,000	8,572,637,301	8,525,576,101	8,453,737,141
		40.01	39.83	40.20	40.08
法人	1,077,061,000	1,239,024,400	1,348,166,800	1,268,175,100	
		5.08	5.76	6.36	6.02
固定資産税		9,201,267,000	9,237,921,600	8,910,590,700	8,933,006,200
		43.43	42.92	42.02	42.36
	固定資産税	9,136,000,000	9,171,514,600	8,845,697,100	8,867,841,800
		43.12	42.61	41.71	42.05
国有資産等所在	65,267,000	66,407,000	64,893,600	65,164,400	
市町村交付金	0.31	0.31	0.31	0.31	
軽自動車税		308,509,000	294,897,700	280,022,300	266,242,100
		1.45	1.37	1.32	1.26
	環境性能割	9,263,000	2,776,700	—	—
		0.04	0.01	—	—
種別割	299,246,000	292,121,000	280,022,300	266,242,100	
		1.41	1.36	1.32	1.26
市たばこ税	779,931,000	829,005,440	817,062,780	839,048,406	
		3.68	3.85	3.85	3.98
鉱産税	3,000	3,400	3,000	3,000	
		0.00	0.00	0.00	0.00
特別土地保有税	0	0	0	0	
		0.00	0.00	0.00	0.00
都市計画税	1,345,000,000	1,349,225,400	1,325,770,300	1,329,496,300	
		6.35	6.27	6.25	6.30
合 計	21,188,246,000	21,522,715,241	21,207,191,981	21,089,708,247	
		100.00	100.00	100.00	100.00

(単位：円・%)

税 目	調 定 額			
	28	27	26	25
市民税	9,609,914,201 45.91	9,764,666,901 46.63	9,798,384,901 46.55	9,754,320,267 46.58
個人	8,392,451,701 40.10	8,327,980,901 39.77	8,456,260,101 40.18	8,411,415,167 40.17
法人	1,217,462,500 5.81	1,436,686,000 6.86	1,342,124,800 6.37	1,342,905,100 6.41
固定資産税	8,875,672,500 42.41	8,766,045,000 41.87	8,821,011,100 41.91	8,741,226,300 41.74
固定資産税	8,809,158,400 42.09	8,701,466,500 41.56	8,756,010,500 41.60	8,676,985,400 41.43
国有資産等所在 市町村交付金	66,514,100 0.32	64,578,500 0.31	65,000,600 0.31	64,240,900 0.31
軽自動車税	253,428,700 1.21	209,858,400 1.00	203,142,200 0.97	193,796,900 0.93
市たばこ税	874,279,267 4.18	893,066,646 4.27	907,445,238 4.31	949,390,355 4.53
鉱産税	3,100 0.00	3,200 0.00	2,700 0.00	3,800 0.00
特別土地保有税	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00
都市計画税	1,316,851,300 6.29	1,304,190,700 6.23	1,316,616,900 6.26	1,302,929,100 6.22
合 計	20,930,149,068 100.00	20,937,830,847 100.00	21,046,603,039 100.00	20,941,666,722 100.00

(2) 令和元年度 市税決算状況

税目	区分	予算現額	調定額	収入済額
市民税		9,644,030,000	10,057,358,340	9,814,831,905
	個人	8,498,890,000	8,807,974,218	8,575,607,369
	現年課税分	8,421,053,000	8,572,637,301	8,482,415,393
	滞納繰越分	77,837,000	235,336,917	93,191,976
	法人	1,145,140,000	1,249,384,122	1,239,224,536
	現年課税分	1,142,917,000	1,239,024,400	1,235,766,900
	滞納繰越分	2,223,000	10,359,722	3,457,636
固定資産税		9,204,209,000	9,444,890,686	9,256,993,367
	固定資産税	9,137,802,000	9,378,483,686	9,190,586,367
	現年課税分	9,069,000,000	9,171,514,600	9,116,970,061
	滞納繰越分	68,802,000	206,969,086	73,616,306
	国有資産等所在 市町村交付金	66,407,000	66,407,000	66,407,000
軽自動車税		295,718,000	304,539,177	294,491,020
	環境性能割	6,896,000	2,776,700	2,776,700
	現年課税分	6,896,000	2,776,700	2,776,700
	軽自動車税	288,822,000	301,762,477	291,714,320
	現年課税分	285,810,000	292,121,000	288,853,023
	滞納繰越分	3,012,000	9,641,477	2,861,297
市たばこ税		802,514,000	829,005,440	829,005,440
鉱産税		3,000	3,400	3,400
特別土地保有税		567,000	567,300	567,300
	現年課税分	0	0	0
	滞納繰越分	567,000	567,300	567,300
都市計画税		1,346,179,000	1,379,672,710	1,352,031,056
	現年課税分	1,336,000,000	1,349,225,400	1,341,201,330
	滞納繰越分	10,179,000	30,447,310	10,829,726
合計		21,293,220,000	22,016,037,053	21,547,923,488

(単位：円・%)

税目	区分	収 入 率		不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
		対予算	対調定		
市 民 税		101.77	97.59	16,409,118	226,117,317
	個 人	100.90	97.36	15,808,871	216,557,978
	現年課税分	100.73	98.95	511,137	89,710,771
	滞納繰越分	119.73	39.60	15,297,734	126,847,207
	法 人	108.22	99.19	600,247	9,559,339
	現年課税分	108.12	99.74	0	3,257,500
	滞納繰越分	155.54	33.38	600,247	6,301,839
固定資産税		100.57	98.01	27,042,513	160,854,806
	固定資産税	100.58	98.00	27,042,513	160,854,806
	現年課税分	100.53	99.41	254,727	54,289,812
	滞納繰越分	107.00	35.57	26,787,786	106,564,994
	国有資産等所在 市町村交付金	100.00	100.00	0	0
軽自動車税		99.59	100.00	709,500	9,338,657
	環境性能割	40.27	100.00	0	0
	現年課税分	40.27	100.00	0	0
	軽自動車税	101.00	96.67	709,500	9,338,657
	現年課税分	101.06	98.88	38,600	3,229,377
	滞納繰越分	95.00	29.68	670,900	6,109,280
市たばこ税		103.30	100.00	0	0
鉱 産 税		113.33	100.00	0	0
特別土地保有税		100.05	100.00	0	0
	現年課税分	—	—	0	0
	滞納繰越分	100.05	100.00	0	0
都市計画税		100.43	98.00	3,978,236	23,663,418
	現年課税分	100.39	99.41	37,473	7,986,597
	滞納繰越分	106.39	35.57	3,940,763	15,676,821
合 計		101.20	97.87	48,139,367	419,974,198

## (3) 市税年度別決算状況

(単位：円・%)

税目	年度	令和元				
		調定額	収入済額	収納率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市民税		10,057,358,340	9,814,831,905	97.59	98.90	99.10
個人		8,807,974,218	8,575,607,369	97.36	99.96	100.21
現年課税分		8,572,637,301	8,482,415,393	98.95	100.55	100.44
滞納繰越分		235,336,917	93,191,976	39.60	82.33	83.15
法人		1,249,384,122	1,239,224,536	99.19	91.99	92.01
現年課税分		1,239,024,400	1,235,766,900	99.74	91.90	91.98
滞納繰越分		10,359,722	3,457,636	33.38	102.95	102.65
固定資産税		9,444,890,686	9,256,993,367	98.01	102.83	103.41
固定資産税		9,378,483,686	9,190,586,367	98.00	102.83	103.42
現年課税分		9,171,514,600	9,116,970,061	99.41	103.68	103.54
滞納繰越分		206,969,086	73,616,306	35.57	75.44	90.95
国有資産等所在 市町村交付金		66,407,000	66,407,000	100.00	102.33	102.33
軽自動車税		304,539,177	294,491,020	96.70	105.10	105.42
環境性能割		2,776,700	2,776,700	100.00	—	—
現年課税分		2,776,700	2,776,700	100.00	—	—
滞納繰越分		0	0	—	—	—
軽自動車税		301,762,477	291,714,320	96.67	104.14	104.42
現年課税分		292,121,000	288,853,023	98.88	104.32	104.46
滞納繰越分		9,641,477	2,861,297	29.68	98.93	101.01
市たばこ税		829,005,440	829,005,440	100.00	101.46	101.46
鉱産税		3,400	3,400	100.00	113.33	113.33
特別土地保有税		567,300	567,300	100.00	13.60	15.74
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		567,300	567,300	100.00	13.60	15.74
都市計画税		1,379,672,710	1,352,031,056	98.00	100.94	101.51
現年課税分		1,349,225,400	1,341,201,330	99.41	101.77	101.63
滞納繰越分		30,447,310	10,829,726	35.57	74.05	89.28
合計		22,016,037,053	21,547,923,488	97.87	100.84	101.22
現年課税分		21,522,715,241	21,363,399,247	99.26	101.49	101.38
滞納繰越分		493,321,812	184,524,241	37.40	78.90	85.84

(単位：円・%)

税 目	年 度	30				
		調 定 額	収 入 済 額	収 納 率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市 民 税		10,169,637,920	9,904,176,885	97.39	100.68	101.34
個 人		8,811,408,501	8,557,363,988	97.12	99.88	100.60
現年課税分		8,525,576,101	8,445,283,298	99.06	100.85	100.88
滞納繰越分		285,832,400	112,080,690	39.21	77.68	83.31
法 人		1,358,229,419	1,346,812,897	99.16	106.17	106.29
現年課税分		1,348,166,800	1,343,444,400	99.65	106.31	106.24
滞納繰越分		10,062,619	3,368,497	33.48	90.59	127.61
固定資産税		9,184,947,509	8,951,309,875	97.46	99.07	99.65
固定資産税		9,120,053,909	8,886,416,275	97.44	99.07	99.65
現年課税分		8,845,697,100	8,805,479,152	99.55	99.75	99.91
滞納繰越分		274,356,809	80,937,123	29.50	81.22	77.61
国有資産等所在 市町村交付金		64,893,600	64,893,600	100.00	99.58	99.58
軽自動車税		289,767,586	279,353,409	96.41	104.94	105.14
現年課税分		280,022,300	276,520,586	98.75	105.18	105.23
滞納繰越分		9,745,286	2,832,823	29.07	98.56	96.46
市たばこ税		817,062,780	817,062,780	100.00	97.38	97.38
鉱 産 税		3,000	3,000	100.00	100.00	100.00
特別土地保有税		4,172,000	3,604,700	86.40	54.03	101.54
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		4,172,000	3,604,700	86.40	54.03	101.54
都市計画税		1,366,890,192	1,331,873,185	97.44	99.04	99.61
現年課税分		1,325,770,300	1,319,742,538	99.55	99.72	99.88
滞納繰越分		41,119,892	12,130,647	29.50	81.20	77.59
合 計		21,832,480,987	21,287,383,834	97.50	99.81	100.40
現年課税分		21,207,191,981	21,072,429,354	99.36	100.56	100.64
滞納繰越分		625,289,006	214,954,480	34.38	79.64	81.55

(単位：円・%)

税 目	年 度	29				
		調 定 額	収 入 済 額	収 納 率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市 民 税		10,100,993,987	9,773,273,424	96.76	100.04	101.15
個 人		8,821,711,143	8,506,106,654	96.42	99.49	100.72
現年課税分		8,453,737,141	8,371,578,434	99.03	100.73	100.88
滞納繰越分		367,974,002	134,528,220	36.56	77.50	91.58
法 人		1,279,282,844	1,267,166,770	99.05	104.03	104.13
現年課税分		1,268,175,100	1,264,527,100	99.71	104.17	104.18
滞納繰越分		11,107,744	2,639,670	23.76	90.28	85.97
固定資産税		9,270,797,252	8,983,196,710	96.90	98.94	99.61
固定資産税		9,205,632,852	8,918,032,310	96.88	98.95	99.62
現年課税分		8,867,841,800	8,813,750,776	99.39	100.67	100.74
滞納繰越分		337,791,052	104,281,534	30.87	68.34	51.38
国有資産等所在 市町村交付金		65,164,400	65,164,400	100.00	97.97	97.97
軽自動車税		276,129,896	265,705,910	96.22	105.03	105.47
現年課税分		266,242,100	262,769,040	98.70	105.06	105.32
滞納繰越分		9,887,796	2,936,870	29.70	104.26	120.64
市たばこ税		839,048,406	839,048,406	100.00	95.97	95.97
鉱 産 税		3,000	3,000	100.00	96.77	96.77
特別土地保有税		7,722,000	3,550,000	45.97	49.12	44.38
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		7,722,000	3,550,000	45.97	49.12	44.38
都市計画税		1,380,139,390	1,337,021,131	96.88	99.24	99.91
現年課税分		1,329,496,300	1,321,386,794	99.39	100.96	101.03
滞納繰越分		50,643,090	15,634,337	30.87	68.54	51.53
合 計		21,874,833,931	21,201,798,581	96.92	99.38	100.23
現年課税分		21,089,708,247	20,938,227,950	99.28	100.76	100.86
滞納繰越分		785,125,684	263,570,631	33.57	72.67	66.94

(単位：円・%)

税 目	年 度	28				
		調 定 額	収 入 済 額	収 納 率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市 民 税		10,097,000,235	9,662,151,137	95.69	96.95	98.14
個 人		8,867,234,174	8,445,246,720	95.24	98.92	100.47
現年課税分		8,392,451,701	8,298,342,415	98.88	100.77	100.98
滞納繰越分		474,782,473	146,904,305	30.94	74.68	78.17
法 人		1,229,766,061	1,216,904,417	98.95	84.77	84.55
現年課税分		1,217,462,500	1,213,834,000	99.70	84.74	84.51
滞納繰越分		12,303,561	3,070,417	24.96	87.74	105.39
固定資産税		9,369,960,588	9,018,768,140	96.25	100.12	102.12
固定資産税		9,303,446,488	8,952,254,040	96.23	100.10	102.11
現年課税分		8,809,158,400	8,749,287,407	99.32	101.24	101.63
滞納繰越分		494,288,088	202,966,633	41.06	83.44	128.36
国有資産等所在 市町村交付金		66,514,100	66,514,100	100.00	103.00	103.00
軽自動車税		262,912,060	251,934,264	95.82	119.08	120.00
現年課税分		253,428,700	249,499,900	98.45	120.76	120.66
滞納繰越分		9,483,360	2,434,364	25.67	86.75	76.96
市たばこ税		874,279,267	874,279,267	100.00	97.90	97.90
鉱 産 税		3,100	3,100	100.00	96.88	96.88
特別土地保有税		15,722,000	8,000,000	50.88	74.51	148.77
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		15,722,000	8,000,000	50.88	74.51	148.77
都市計画税		1,390,740,313	1,338,242,002	96.23	99.43	101.81
現年課税分		1,316,851,300	1,307,901,388	99.32	100.97	101.36
滞納繰越分		73,889,013	30,340,614	41.06	78.16	125.78
合 計		22,010,617,563	21,153,377,910	96.11	98.67	100.26
現年課税分		20,930,149,068	20,759,661,577	99.19	99.96	100.20
滞納繰越分		1,080,468,495	393,716,333	36.44	78.94	103.17



(単位：円・%)

税 目	年 度	27				
		調 定 額	収 入 済 額	収 納 率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市 民 税		10,414,431,663	9,845,069,325	94.53	98.29	99.59
個 人		8,963,723,142	8,405,771,761	93.78	97.05	98.41
現年課税分		8,327,980,901	8,217,838,030	98.68	98.48	99.18
滞納繰越分		635,742,241	187,933,731	29.56	81.55	73.45
法 人		1,450,708,521	1,439,297,564	99.21	106.69	107.13
現年課税分		1,436,686,000	1,436,384,200	99.98	107.05	107.27
滞納繰越分		14,022,521	2,913,364	20.78	79.32	65.25
固定資産税		9,358,429,101	8,831,434,757	94.37	98.56	99.53
固定資産税		9,293,850,601	8,766,856,257	94.33	98.55	99.53
現年課税分		8,701,466,500	8,608,729,839	98.93	99.38	99.66
滞納繰越分		592,384,101	158,126,418	26.69	87.86	93.14
国有資産等所在 市町村交付金		64,578,500	64,578,500	100.00	99.35	99.35
軽自動車税		220,790,460	209,944,032	95.09	102.60	103.43
現年課税分		209,858,400	206,780,800	98.53	103.31	103.57
滞納繰越分		10,932,060	3,163,232	28.94	90.63	95.31
市たばこ税		893,066,646	893,066,646	100.00	98.42	98.42
鉱 産 税		3,200	3,200	100.00	118.52	118.52
特別土地保有税		21,099,400	5,377,400	25.49	99.48	4,888.55
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		21,099,400	5,377,400	25.49	99.48	4,888.55
都市計画税		1,398,727,079	1,314,413,465	93.97	98.44	99.19
現年課税分		1,304,190,700	1,290,291,171	98.93	99.06	99.34
滞納繰越分		94,536,379	24,122,294	25.52	90.71	91.92
合 計		22,306,547,549	21,099,308,825	94.59	98.46	99.55
現年課税分		20,937,830,847	20,717,672,386	98.95	99.48	99.92
滞納繰越分		1,368,716,702	381,636,439	27.88	85.07	83.00

(単位：円・%)

税 目	年 度	26				
		調 定 額	収 入 済 額	収 納 率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市 民 税		10,595,653,576	9,885,569,418	93.30	99.63	101.15
個 人		9,235,851,402	8,542,013,065	92.49	99.64	101.35
現年課税分		8,456,260,101	8,286,131,314	97.99	100.53	100.67
滞納繰越分		779,591,301	255,881,751	32.82	90.92	129.75
法 人		1,359,802,174	1,343,556,353	98.81	99.53	99.87
現年課税分		1,342,124,800	1,339,091,400	99.77	99.94	99.96
滞納繰越分		17,677,374	4,464,953	25.26	75.80	78.17
固定資産税		9,495,242,669	8,873,111,630	93.45	99.33	100.49
固定資産税		9,430,242,069	8,808,111,030	93.40	99.32	100.49
現年課税分		8,756,010,500	8,638,334,386	98.66	100.91	101.38
滞納繰越分		674,231,569	169,776,644	25.18	82.46	69.29
国有資産等所在 市町村交付金		65,000,600	65,000,600	100.00	101.18	101.18
軽自動車税		215,205,085	202,981,230	94.32	104.13	104.91
現年課税分		203,142,200	199,662,469	98.29	104.82	105.30
滞納繰越分		12,062,885	3,318,761	27.51	93.74	85.72
市たばこ税		907,445,238	907,445,238	100.00	95.58	95.58
鉱 産 税		2,700	2,700	100.00	71.05	71.05
特別土地保有税		21,209,400	110,000	0.52	97.83	—
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		21,209,400	110,000	0.52	97.83	—
都市計画税		1,420,834,942	1,325,165,168	93.27	99.40	100.59
現年課税分		1,316,616,900	1,298,922,271	98.66	101.05	101.52
滞納繰越分		104,218,042	26,242,897	25.18	82.36	69.21
合 計		22,655,593,610	21,194,385,384	93.55	99.36	100.62
現年課税分		21,046,603,039	20,734,590,378	98.52	100.50	100.78
滞納繰越分		1,608,990,571	459,795,006	28.58	86.53	93.80

(単位：円・%)

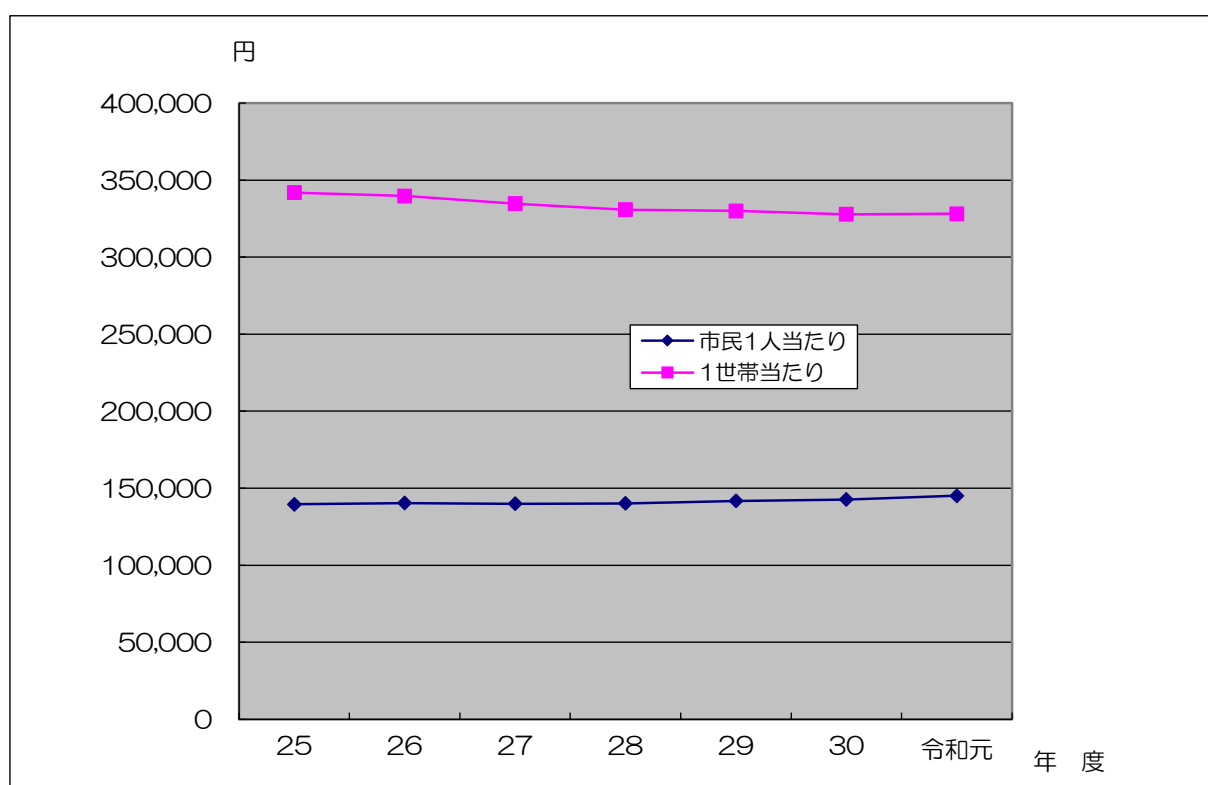
税 目	年 度	25				
		調 定 額	収 入 済 額	収 納 率	前年度対比	
					調定額	収入済額
市 民 税		10,635,087,707	9,773,371,625	91.90	98.97	99.80
個 人		9,268,862,988	8,428,028,465	90.93	99.43	100.32
現年課税分		8,411,415,167	8,230,819,739	97.85	100.03	100.37
滞納繰越分		857,447,821	197,208,726	23.00	93.92	98.13
法 人		1,366,224,719	1,345,343,160	98.47	95.93	96.67
現年課税分		1,342,905,100	1,339,631,000	99.76	96.53	96.99
滞納繰越分		23,319,619	5,712,160	24.50	70.62	54.37
固定資産税		9,558,904,297	8,829,699,177	92.37	98.31	99.78
固定資産税		9,494,663,397	8,765,458,277	92.32	98.35	99.84
現年課税分		8,676,985,400	8,520,436,329	98.20	100.39	100.61
滞納繰越分		817,677,997	245,021,948	29.97	80.91	78.83
国有資産等所在 市町村交付金		64,240,900	64,240,900	100.00	92.81	92.81
軽自動車税		206,664,969	193,478,666	93.62	103.17	103.87
現年課税分		193,796,900	189,607,000	97.84	103.11	103.50
滞納繰越分		12,868,069	3,871,666	30.09	104.07	126.04
市たばこ税		949,390,355	949,390,355	100.00	112.00	112.00
鉱 産 税		3,800	3,800	100.00	97.44	97.44
特別土地保有税		21,679,400	470,000	2.17	37.24	—
現年課税分		0	0	—	—	—
滞納繰越分		21,679,400	470,000	2.17	37.24	—
都市計画税		1,429,467,771	1,317,338,412	92.16	98.45	99.95
現年課税分		1,302,929,100	1,279,421,818	98.20	100.42	100.64
滞納繰越分		126,538,671	37,916,594	29.96	81.90	81.26
合 計		22,801,198,299	21,063,752,035	92.38	99.02	100.33
現年課税分		20,941,666,722	20,573,550,941	98.24	100.46	100.74
滞納繰越分		1,859,531,577	490,201,094	26.36	85.24	85.65

(4) 市税負担状況の推移

(単位：円・人・世帯)

区分 年度	市税調定額合計 (現年課税分)	市民1人当たり	1世帯当たり	人口	世帯数
25	20,941,666,722	139,539	341,882	150,077	61,254
26	21,046,603,039	140,393	339,719	149,912	61,953
27	20,937,830,847	139,967	334,748	149,591	62,548
28	20,930,149,068	140,196	330,749	149,292	63,281
29	21,089,708,247	141,796	330,011	148,733	63,906
30	21,207,191,981	142,721	327,808	148,592	64,694
令和元	21,522,715,241	145,133	328,195	148,297	65,579

※ 人口と世帯数は4月1日現在

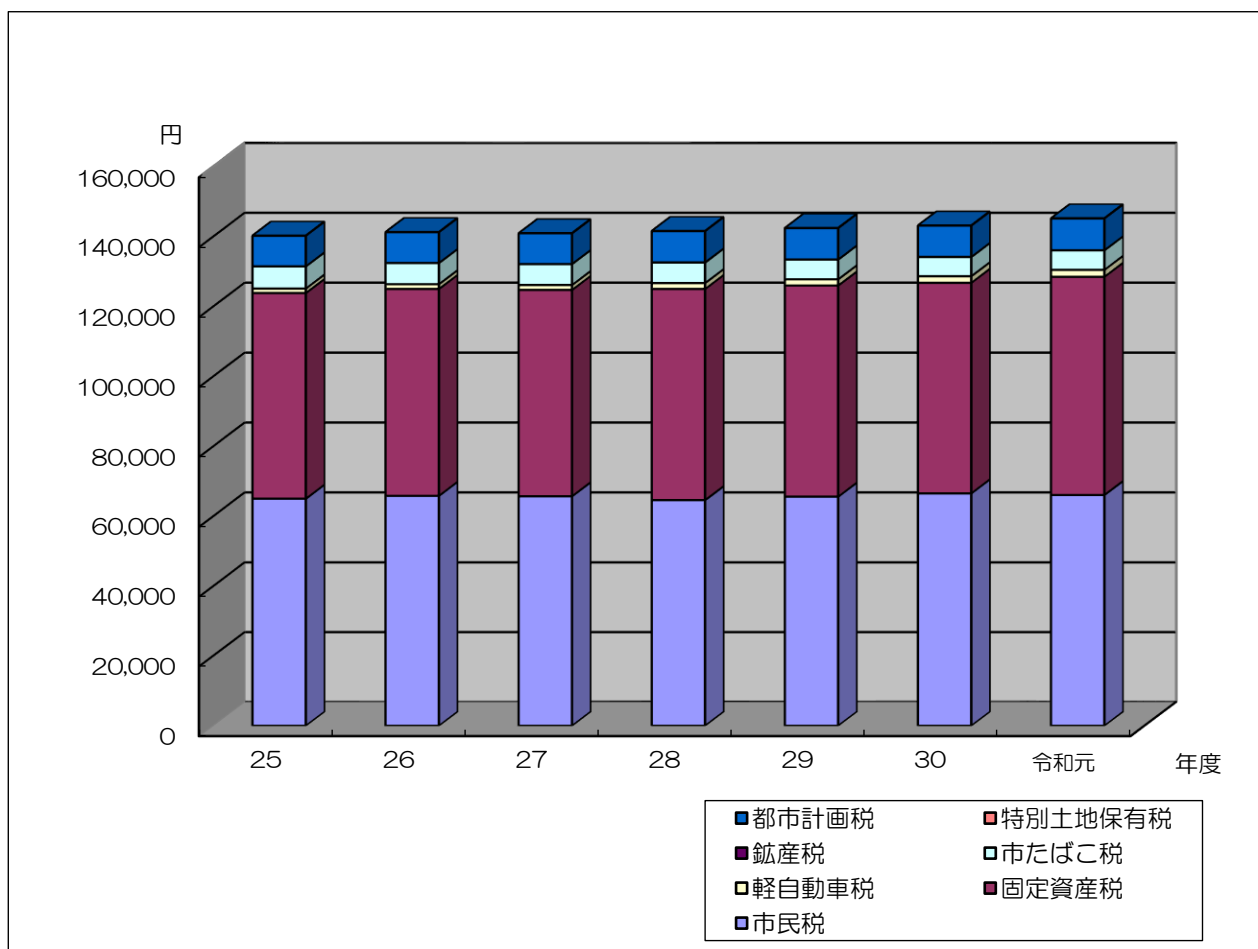


(5) 市税税目別納税状況の推移（市民1人当たり）

（単位：円）

年度 税目	市民1人当たりの納税額						
	25	26	27	28	29	30	令和元
市民税	65,122	65,943	65,814	64,720	65,710	66,654	66,183
固定資産税	58,835	59,189	59,037	60,410	60,398	60,241	62,422
軽自動車税	1,289	1,354	1,403	1,688	1,786	1,880	1,986
市たばこ税	6,326	6,053	5,970	5,856	5,641	5,499	5,590
鉱産税	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	3	0	36	53	24	24	4
都市計画税	8,778	8,840	8,787	8,964	8,990	8,963	9,117
合計	140,353	141,379	141,047	141,691	142,549	143,261	145,302

※ 各年度決算における収入済額（滞納繰越分を含む。）及び4月1日現在人口数をもとに算出

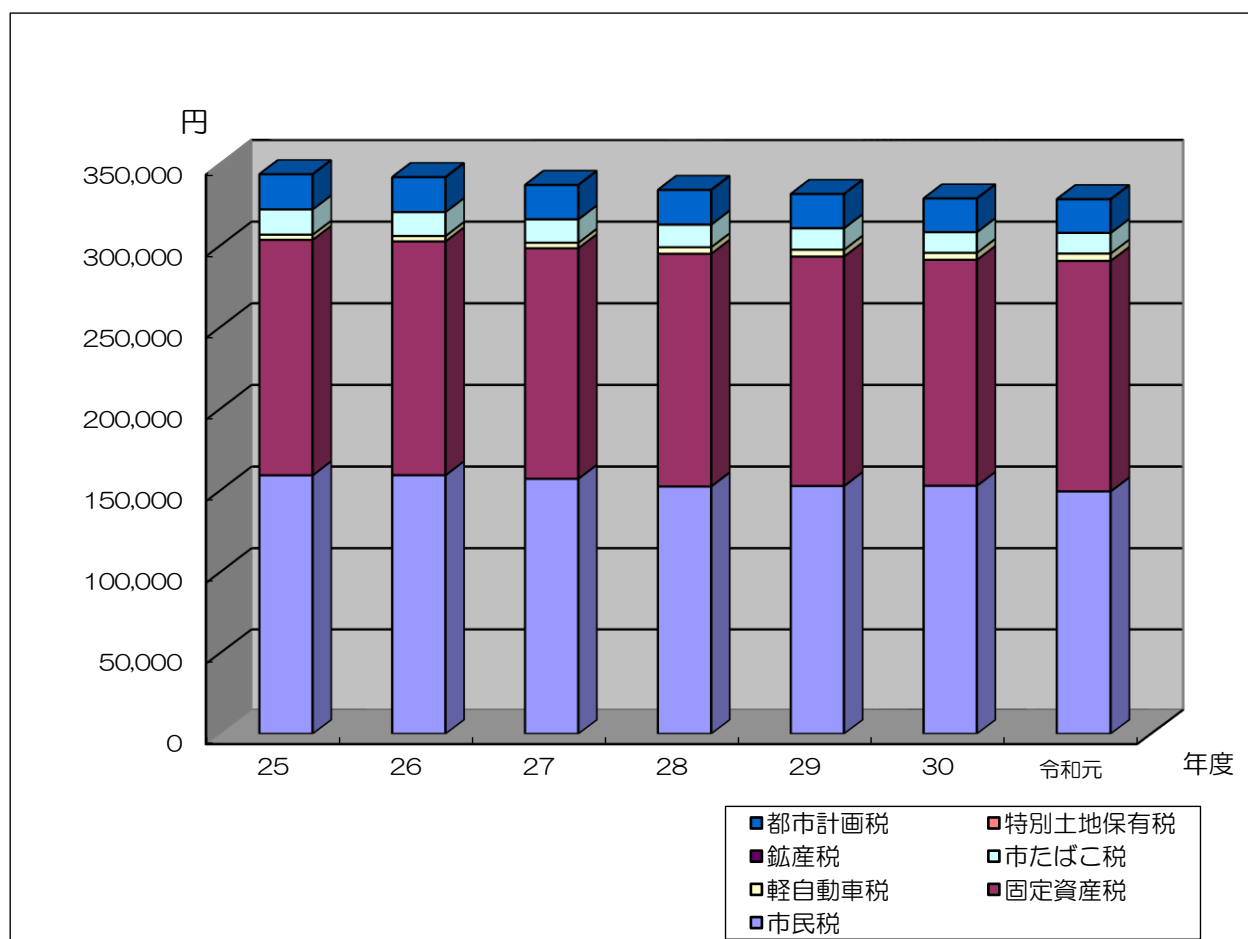


(6) 市税税目別納税状況の推移（1世帯当たり）

(単位：円)

年度 税目	1世帯当たりの納税額						
	25	26	27	28	29	30	令和元
市民税	159,555	159,566	157,400	152,687	152,932	153,093	149,664
固定資産税	144,149	143,223	141,195	142,519	140,569	138,364	141,158
軽自動車税	3,159	3,276	3,357	3,981	4,158	4,318	4,491
市たばこ税	15,499	14,647	14,278	13,816	13,129	12,630	12,641
鉱産税	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	8	2	86	126	56	56	9
都市計画税	21,506	21,390	21,014	21,148	20,922	20,587	20,617
合計	343,876	342,104	337,330	334,277	331,766	329,048	328,580

※ 各年度決算における収入済額（滞納繰越分を含む。）及び4月1日現在世帯数をもとに算出



所沢税務署管内納税貯蓄組合連合会 会長賞

「障害のある生活と税金」

豊岡中学校 3年 山田那音

所沢税務署管内税務連絡協議会 会長賞

「税金に助けられた人たち」

豊岡中学校 3年 市川歩花

「税」とともに生きていく」

豊岡中学校 3年 金澤真之介

「税を納める喜び」

武蔵野音楽大学附属高等学校 1年 山田詩歩

飯能県税事務所長賞

「助け合いのお金」

上藤沢中学校 3年 金子菜穂

(令和2年度 税に関する作文 優秀作品より)

# Ⅲ 市 民 税



### Ⅲ 市民税

#### 1 個人市民税

個人住民税は地方税の性格を最もよく表している税金で、わたしたちの日常生活に直接結びついた身近な市と県の仕事の資金となります。市民税と県民税を合わせて市に納税していただき、県民税分は市から県へ送金しています。個人住民税の主な内訳は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割から構成されています。均等割の税額は、市民税3,500円、県民税1,500円、合計5,000円です。内、市民税500円、県民税500円が東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置により、平成26年度から（令和5年度まで）加算されています。所得割の税率は、市民税6%、県民税4%、合計10%です。

#### (1) 個人の市民税調定額と納税義務者数<<現年課税分>>

(単位：人・%・千円)

区分	年度	納税義務者数		調定額			
		前年度対比	均等割額	所得割額	計	前年度対比	
普通徴収	25	33,172	99.19	99,519	2,217,912	2,317,431	100.73
	26	32,934	99.28	111,970	2,246,992	2,358,962	101.79
	27	27,722	84.17	94,133	1,777,765	1,871,898	79.35
	28	27,449	99.02	95,829	1,718,538	1,814,367	96.93
	29	26,996	98.35	94,260	1,744,898	1,839,158	101.37
	30	26,887	99.60	94,211	1,745,546	1,839,757	100.03
	令和元	26,851	99.87	94,004	1,718,038	1,812,042	98.49
特別徴収	25	39,312	101.32	117,933	5,976,051	6,093,984	99.76
	26	40,149	102.13	140,515	5,956,783	6,097,298	100.05
	27	45,586	113.54	159,544	6,296,539	6,456,083	105.88
	28	46,658	102.35	163,296	6,414,789	6,578,085	101.89
	29	47,827	102.51	167,391	6,447,188	6,614,579	100.55
	30	48,546	101.50	169,883	6,515,936	6,685,819	101.08
	令和元	49,275	101.50	172,442	6,588,153	6,760,595	101.12
合計	25	72,484	100.33	217,452	8,193,963	8,411,415	100.03
	26	73,083	100.83	252,485	8,203,775	8,456,260	100.53
	27	73,308	100.31	253,677	8,074,304	8,327,981	98.48
	28	74,107	101.09	259,125	8,133,327	8,392,452	100.77
	29	74,823	100.97	261,651	8,192,086	8,453,737	100.73
	30	75,433	100.82	264,094	8,261,482	8,525,576	100.85
	令和元	76,126	100.92	266,446	8,306,191	8,572,637	100.55

個人市民税の均等割額の推移をみると、リーマンショックによる影響から雇用情勢も徐々に回復を見せ増加傾向で推移しています。平成26年度については、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置により大幅に増加し、平成27年度以降についても、納税義務者の増加と連動して引き続き増加しています。

続いて所得割額の推移をみると、平成26年度については、上場株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税の軽減税率が平成25年12月31日をもって廃止されたことから、例年以上に株式を譲渡された方が多かったことにより増加し、その反動で平成27年度は大幅に減少したものです。平成28年度からは、景気回復による雇用状況の改善等により増加傾向で推移しています。

今後、均等割額は少子高齢化に伴う稼働年齢人口の減少に連動した減少傾向が危惧されるため、雇用の回復傾向を反映しても大幅に増加することは期待し難いものがあります。所得割額については、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響も重なり、しばらくの間厳しい状況が続くものと思われまます。

(2) 令和2年度 個人の市民税所得区分別納税義務者数と税額に関する調

(単位：人・千円)

区 分	納税義務者数	均等割額	所得割額	うち均等割のみを納める者	
				納税義務者数	均等割額
給与所得者	58,397	204,390	6,721,615	2,471	8,649
営業等所得者	3,062	10,716	356,486	356	1,246
農業所得者	24	84	1,763	4	14
その他の所得者	14,521	50,824	1,024,479	2,142	7,497
合 計	76,004	266,014	8,104,343	4,973	17,406

資料：令和2年度 市町村税課税状況等の調（令和2年7月1日現在）

(3) 令和2年度 市民税の特別徴収義務者数と税額に関する調

(単位：人・千円)

特別徴収義務者数	納 税 義 務 者 数		特 別 徴 収 税 額		
		うち均等割のみ	均等割額	所得割額	合 計
15,114	63,499	3,540	212,528	6,602,026	6,814,554
(8)	(13,664)	(1,855)	(38,302)	(489,734)	(528,036)

資料：令和2年度 市町村税課税状況等の調（令和2年7月1日現在）

※（ ）内は、年金特別徴収に係る数値

(4) 個人市民税特別徴収義務者数・納税義務者数と特別徴収税額

(単位：人・千円)

区 分 年 度	特別徴収義務者数	納税義務者数	特別徴収税額
25	11,573	39,312	6,093,984
26	11,935	40,149	6,097,298
27	14,037	45,586	6,456,083
28	14,441	46,658	6,578,085
29	14,875	47,827	6,614,579
30	15,040	48,546	6,685,819
令和元	15,272	49,275	6,760,595

※平成27年度以降の特別徴収義務者数については、システム変更に伴い、算出方法が異なります。

(5) 個人市民税の年度別納税義務者数

(単位：人・%)

区 分	令和元		30		29	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
市民税合計	76,126	100.00	75,433	100.00	74,823	100.00
均等割のみ	4,842	6.36	4,888	6.48	4,695	6.27
均等割と所得割	71,284	93.64	70,545	93.52	70,128	93.73
普通徴収	26,851	35.27	26,887	35.64	26,996	36.08
均等割のみ	3,289	4.32	3,321	4.40	3,224	4.31
均等割と所得割	23,562	30.95	23,566	31.24	23,772	31.78
特別徴収	49,275	64.73	48,546	64.36	47,827	63.92
均等割のみ	1,553	2.04	1,567	2.08	1,471	1.97
均等割と所得割	47,722	62.69	46,979	62.28	46,356	61.95
特別徴収義務者	15,272		15,040		14,875	

28		27		26		25	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
74,107	100.00	73,308	100.00	73,083	100.00	72,484	100.00
4,649	6.27	4,600	6.27	4,470	6.12	4,174	5.76
69,458	93.73	68,708	93.73	68,613	93.88	68,310	94.24
27,449	37.04	27,722	37.82	32,934	45.06	33,172	45.76
3,265	4.41	3,198	4.36	3,547	4.85	3,378	4.66
24,184	32.63	24,524	33.45	29,387	40.21	29,794	41.10
46,658	62.96	45,586	62.18	40,149	54.94	39,312	54.24
1,384	1.87	1,402	1.91	923	1.26	796	1.10
45,274	61.09	44,184	60.28	39,226	53.67	38,516	53.14
14,441		14,037		11,935		11,573	

※平成27年度以降の特別徴収義務者数については、システム変更に伴い、算出方法が異なります。

## (6) 個人の市民税所得区分別課税状況

(単位：人・千円)

年 度	区 分	均等割を納める者		所得割を納める者		合 計	
		納 税 義務者数	均等割額	納 税 義務者数	所得割額	延べ納税 義務者数	税 額
24		72,242	216,724	67,948	8,192,456	140,190	8,409,180
25		72,484	217,452	68,310	8,193,964	140,794	8,411,416
26		73,083	252,486	68,613	8,203,776	141,696	8,456,262
27		73,308	253,677	68,708	8,074,304	142,016	8,327,981
28		74,107	259,125	69,458	8,133,327	143,565	8,392,452
29		74,823	261,651	70,128	8,192,086	144,951	8,453,737
30		75,433	264,094	70,545	8,261,482	145,978	8,525,576
内 訳	給与所得者	57,667	201,914	55,234	6,722,645	112,901	6,924,559
	営業等所得者	3,185	11,147	2,825	352,977	6,010	364,124
	農業所得者	37	129	31	4,491	68	4,620
	その他の所得者	14,544	50,904	12,455	1,115,188	26,999	1,166,092
	退職所得者				66,181		66,181
令和元		76,126	266,446	71,284	8,306,191	147,410	8,572,637
内 訳	給与所得者	58,387	204,363	56,007	6,784,389	114,394	6,988,752
	営業等所得者	3,175	11,110	2,802	362,181	5,977	373,291
	農業所得者	34	119	25	3,295	59	3,414
	その他の所得者	14,530	50,854	12,450	1,078,609	26,980	1,129,463
	退職所得者				77,717		77,717

## 2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人にかかる税金で、資本金等の額と従業員数に応じて課税される均等割と、法人の収益に応じて算出された法人税額をもとに課税される法人税割からなり、以下のとおり法人市民税が課税されます。税率は51ページの税率表のとおり定められています。

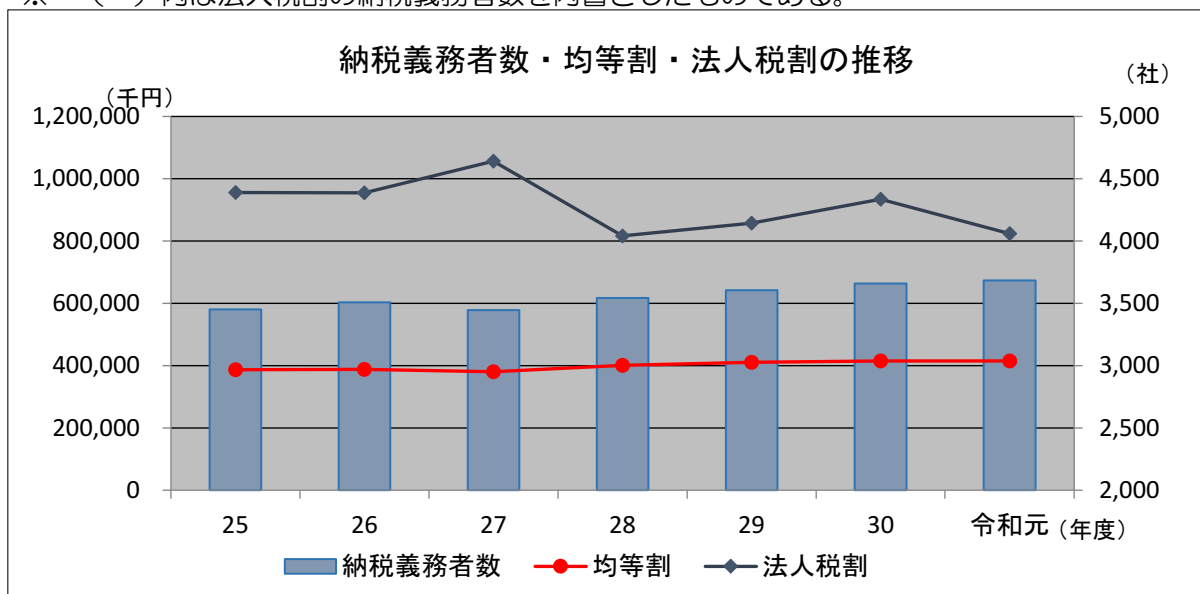
- ① 市内に事務所又は事業所を有する法人：均等割と法人税割
- ② 市内に寮等を有する法人で市内に事務所や事業所を有しない法人：均等割
- ③ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所や事業所を有するもの：法人税割

### (1) 法人市民税調定額と納税義務者数《現年課税分》

(単位：社・%・千円)

年度	納税義務者数		調定額			
		前年度対比	均等割	法人税割	計	前年度対比
25	3,451 (1,328)	99.85	387,216	955,689	1,342,905	96.53
26	3,508 (1,405)	101.65	387,619	954,506	1,342,125	99.94
27	3,447 (1,413)	98.26	380,330	1,056,356	1,436,686	107.05
28	3,544 (1,501)	102.81	400,878	816,585	1,217,463	84.74
29	3,606 (1,551)	101.75	410,728	857,447	1,268,175	104.17
30	3,660 (1,638)	101.50	414,479	933,688	1,348,167	106.31
令和元	3,685 (1,652)	100.68	415,025	823,999	1,239,024	91.90

※ ( ) 内は法人税割の納税義務者数を内書きしたものである。



均等割額は、納税義務者数に応じて調定額が推移するため、景気の影響が少ないことから大きな増減はないことが伺えます。一方、法人税割額は、景気の動向に連動する形で調定額が推移します。平成25年度から平成26年度にかけては、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年度の調定額は増額となりましたが、これは不動産取引業の一法人から多額の確定申告があったことによるものです。平成28年度の減額要因としては、平成26年10月から始まる事業年度から法人税割の税率が2.6%引き下げられたこと、また、平成27年4月から始まる事業年度から法人税割の課税標準となる法人税(国税)の税率が1.6%引き下げられたことが影響しています。平成29年度は、全体的に企業収益が堅調だったことにより増額となり、平成30年度も景気の緩やかな回復傾向が継続していましたが、令和元年度は、米中貿易摩擦等の影響により、輸出関連の大法人の収益が大幅に減少したことや、企業の設備投資による収益減により減額となりました。

(2) 均等割の税率区分別調定額と納税義務者数

(単位：社・円)

年 度		令和元	30	29
区 分				
1号	納税義務者数	2,643	2,621	2,587
	調定額	125,131,600	123,125,700	122,707,400
2号	納税義務者数	25	24	17
	調定額	2,915,000	2,860,000	2,080,000
3号	納税義務者数	492	482	479
	調定額	60,619,200	60,812,000	59,444,200
4号	納税義務者数	46	55	56
	調定額	6,785,000	8,012,500	8,210,000
5号	納税義務者数	193	193	191
	調定額	28,910,800	27,694,200	27,454,400
6号	納税義務者数	36	36	34
	調定額	14,520,000	14,174,800	13,445,000
7号	納税義務者数	213	211	206
	調定額	77,907,900	81,025,800	78,661,900
8号	納税義務者数	11	12	12
	調定額	20,125,000	19,979,100	21,000,000
9号	納税義務者数	26	26	24
	調定額	78,110,800	76,795,000	77,725,000
合計	納税義務者数	3,685	3,660	3,606
	調定額	415,025,300	414,479,100	410,727,900

	28	27	26	25
1号	2,542	2,482	2,547	2,497
	122,460,300	118,694,300	121,186,900	117,891,500
2号	17	22	22	18
	2,255,000	2,530,000	2,215,000	2,015,000
3号	469	446	442	456
	59,452,700	54,696,500	54,618,500	56,459,100
4号	52	53	56	52
	8,020,000	8,120,000	8,010,000	8,007,500
5号	191	185	186	175
	28,867,600	26,780,700	27,695,700	26,679,400
6号	33	29	30	25
	14,608,300	10,500,000	11,959,900	11,000,000
7号	203	197	190	193
	76,032,300	72,458,200	72,933,300	73,743,100
8号	13	11	13	13
	21,761,600	19,250,000	23,000,000	22,750,000
9号	24	22	22	22
	67,420,000	67,300,000	66,000,000	68,670,000
合計	3,544	3,447	3,508	3,451
	400,877,800	380,329,700	387,619,300	387,215,600

(3) 法人税割の産業分類別調定額と納税義務者数

(単位：社・円)

区 分		年 度	令和元	30	29
A	農 業	義務者数	40	38	36
		調定額	1,653,800	1,539,700	1,195,100
B	林 業	義務者数	0	0	0
		調定額	0	0	0
C	漁 業	義務者数	0	0	0
		調定額	0	0	0
D	鉱 業	義務者数	1	1	1
		調定額	0	0	0
E	建設業	義務者数	602	595	587
		調定額	57,872,200	51,452,600	46,963,300
F	製造業	義務者数	534	550	565
		調定額	265,664,500	412,367,800	344,308,500
G	電気・ガス・熱供給・水道業	義務者数	11	9	7
		調定額	10,686,200	7,737,000	10,103,000
H	運輸・通信業	義務者数	238	234	225
		調定額	63,758,900	60,497,900	50,183,200
I	卸売・小売業、飲食店	義務者数	1,104	1,101	1,115
		調定額	223,918,200	221,184,500	222,469,100
J	金融・保険業	義務者数	41	40	35
		調定額	37,966,600	45,083,700	29,813,300
K	不動産業	義務者数	264	257	260
		調定額	45,463,300	24,159,900	52,655,900
L	サービス業	義務者数	845	830	770
		調定額	116,898,200	109,543,600	99,640,700
M	公 務	義務者数	5	5	5
		調定額	117,200	121,000	115,100
合 計		義務者数	3,685	3,660	3,606
		調定額	823,999,100	933,687,700	857,447,200

	28	27	26	25
A	36 1,358,200	35 1,436,100	34 824,800	34 726,400
B	0 0	0 0	0 0	0 0
C	0 0	0 0	0 0	0 0
D	1 0	1 0	2 0	2 0
E	560 49,865,100	546 45,566,800	551 43,625,000	524 30,499,800
F	558 281,599,700	546 392,185,900	591 332,578,900	585 418,829,200
G	7 9,777,000	7 5,794,800	7 10,972,400	8 12,349,700
H	220 56,443,500	211 50,352,800	155 51,527,100	146 36,748,700
I	1,116 215,941,600	1,115 222,979,800	1,143 283,132,300	1,124 243,742,300
J	38 60,629,400	37 66,836,100	39 77,598,700	38 55,462,500
K	245 33,686,500	236 167,156,300	216 20,001,000	218 35,141,700
L	758 107,186,700	708 103,928,500	766 134,160,800	768 122,069,800
M	5 97,000	5 119,200	4 84,500	4 119,400
合計	3,544 816,584,700	3,447 1,056,356,300	3,508 954,505,500	3,451 955,689,500

## IV 固定資産税等



## IV 固定資産税等

### 1 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に、市内にある固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方に、その固定資産の価格をもとに課税される税金です。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。こうして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、次の評価替えまでの3年間は、その価格を据え置きます。ただし、地目の変換のあった土地や新增築された家屋等については、新たに評価を行い価格を決定します。また、地価の下落が認められる場合については、据置年度であっても価格を修正することができる特例措置が設けられています。償却資産については、所有者から1月1日現在の償却資産の状況を申告していただき、それに基づき、毎年評価して価格を決定しています。その価格からそれぞれの年度の課税標準額を算定し、これに税率（1.4/100）を乗じて税額を求めます。

#### (1) 固定資産税資産別納税義務者数<現年課税分>

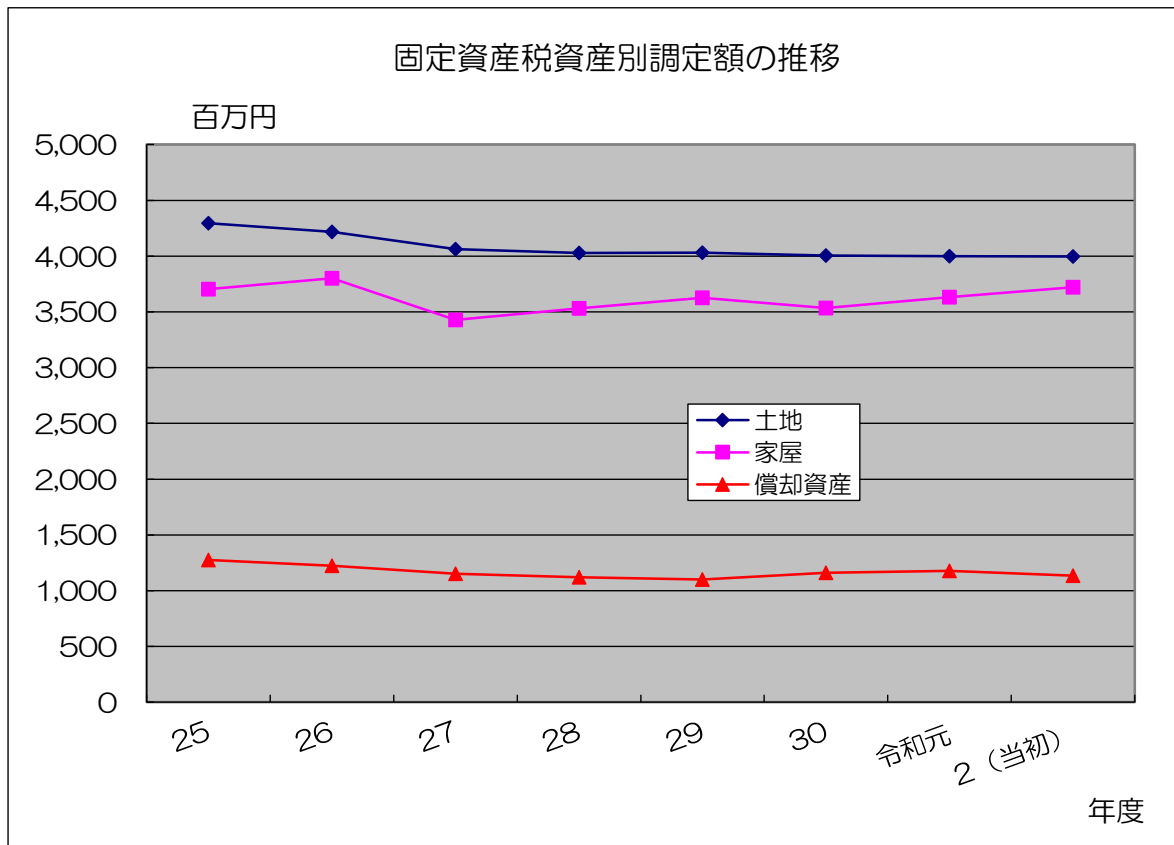
(単位：人・%)

区 分 年 度	納 税 義 務 者 数				前年度対比
	土 地	家 屋	償却資産	合 計	
25	47,861	46,916	1,472	55,212	100.83
26	48,280	47,315	1,469	55,610	100.72
27	48,678	47,692	1,482	55,945	100.60
28	49,044	48,063	1,587	56,289	100.61
29	49,316	48,322	1,638	56,495	100.37
30	49,628	48,651	1,697	56,850	100.63
令和元	49,994	49,052	1,716	57,180	100.58
2(当初)	50,313	49,390	1,744	57,426	100.43

#### (2) 固定資産税資産別調定額<現年課税分>

(単位：千円・%)

区 分 年 度	調 定 額				前年度対比
	土 地	家 屋	償却資産	合 計	
25	4,026,647	3,530,984	1,119,354	8,676,985	100.39
26	4,030,505	3,625,390	1,100,115	8,756,010	100.91
27	4,005,016	3,533,740	1,162,710	8,701,466	99.38
28	3,999,179	3,632,178	1,177,802	8,809,159	101.24
29	3,993,054	3,723,495	1,151,292	8,867,841	100.67
30	4,039,142	3,658,354	1,148,201	8,845,697	99.75
令和元	4,040,392	3,822,050	1,309,073	9,171,515	103.68
2(当初)	4,029,019	3,900,824	1,312,833	9,242,676	100.78



市税のうち、固定資産税は、不動産等の財産を課税対象としているため、労働人口や所得等に左右されることがなく、その性質上、比較的安定している税といえます。

### (3) 固定資産課税台帳縦覧者及び閲覧者数

(単位：件・%)

年度 区分	25	26	27	28	29	30	令和元	2
件数	192 (4)	213 (5)	203 (5)	220 (3)	227 (7)	223 (6)	262 (11)	121 5
前年度対比	98.97	110.94	95.31	108.37	103.18	98.24	117.49	46.18

※ ( )内は縦覧者数

## (4) 土地の筆数（法定免税点以上）

（単位：筆・％）

地目区分		年 度		2		令和元		30	
		筆 数	構成比	筆 数	構成比	筆 数	構成比		
田	一般田	35	0.04	35	0.04	35	0.04		
	宅地介在田等	4	0.00	4	0.00	4	0.00		
畑	一般畑	7,249	8.47	7,262	8.53	7,290	8.61		
	宅地介在畑等	813	0.95	857	1.01	907	1.07		
宅 地	小規模住宅用地	46,909	54.81	46,481	54.58	45,956	54.27		
	一般住宅用地	13,791	16.11	13,712	16.10	13,640	16.11		
	非住宅用地	6,178	7.22	6,226	7.31	6,290	7.43		
山 林	一般山林	2,046	2.39	2,056	2.41	2,074	2.45		
	宅地介在山林等	323	0.38	331	0.39	332	0.39		
原 野		1	0.00	1	0.00	1	0.00		
雑種地	ゴルフ場の用地	189	0.22	189	0.22	189	0.22		
	鉄軌道用地	803	0.94	803	0.94	803	0.95		
	その他の雑種地	7,248	8.47	7,205	8.46	7,160	8.46		
合 計		85,589	100.00	85,162	100.00	84,681	100.00		

地目区分		年 度		29		28		27	
		筆 数	構成比	筆 数	構成比	筆 数	構成比		
田	一般田	36	0.04	36	0.04	36	0.04		
	宅地介在田等	5	0.01	6	0.01	6	0.01		
畑	一般畑	7,314	8.69	7,353	8.79	7,379	8.87		
	宅地介在畑等	971	1.15	1,030	1.23	1,086	1.30		
宅 地	小規模住宅用地	45,456	53.99	44,995	53.78	44,501	53.47		
	一般住宅用地	13,579	16.13	13,517	16.16	13,532	16.26		
	非住宅用地	6,270	7.45	6,148	7.35	6,208	7.46		
山 林	一般山林	2,080	2.47	2,101	2.51	2,122	2.55		
	宅地介在山林等	334	0.40	342	0.41	345	0.41		
原 野		1	0.00	2	0.00	2	0.00		
雑種地	ゴルフ場の用地	189	0.22	189	0.23	188	0.23		
	鉄軌道用地	804	0.95	810	0.97	810	0.97		
	その他の雑種地	7,158	8.50	7,139	8.53	7,016	8.43		
合 計		84,197	100.00	83,668	100.00	83,231	100.00		

出典：固定資産の価格等の概要調書

## (5) 土地の地積（法定免税点以上）

(単位：㎡・%)

年度 地目区分		2		令和元		30	
		地積	構成比	地積	構成比	地積	構成比
田	一般田	18,777	0.06	18,777	0.06	18,777	0.06
	宅地介在田等	410	0.00	410	0.00	410	0.00
畑	一般畑	7,170,120	24.24	7,202,292	24.30	7,218,277	24.32
	宅地介在畑等	330,269	1.12	346,064	1.17	371,230	1.25
宅地	小規模住宅用地	7,223,141	24.42	7,181,036	24.23	7,115,843	23.98
	一般住宅用地	2,268,429	7.67	2,275,903	7.68	2,296,267	7.74
	非住宅用地	4,177,801	14.12	4,187,908	14.13	4,211,598	14.19
山林	一般山林	3,423,657	11.57	3,478,472	11.74	3,519,108	11.86
	宅地介在山林等	162,657	0.55	165,482	0.56	166,670	0.56
原野		62	0.00	62	0.00	62	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	1,995,591	6.75	1,995,591	6.73	1,995,591	6.72
	鉄軌道用地	207,570	0.70	207,494	0.70	207,494	0.70
	その他の雑種地	2,603,018	8.80	2,582,354	8.71	2,553,529	8.61
合計		29,581,502	100.00	29,641,845	100.00	29,674,856	100.00

年度 地目区分		29		28		27	
		地積	構成比	地積	構成比	地積	構成比
田	一般田	19,474	0.07	19,474	0.07	19,474	0.07
	宅地介在田等	628	0.00	1,702	0.01	1,702	0.01
畑	一般畑	7,247,386	24.44	7,289,142	24.48	7,335,118	24.68
	宅地介在畑等	410,468	1.38	449,865	1.51	477,346	1.61
宅地	小規模住宅用地	7,067,489	23.84	6,989,787	23.47	6,935,432	23.33
	一般住宅用地	2,307,601	7.78	2,311,630	7.76	2,327,472	7.83
	非住宅用地	4,080,146	13.76	4,146,627	13.93	4,048,229	13.62
山林	一般山林	3,544,188	11.95	3,587,878	12.05	3,636,345	12.23
	宅地介在山林等	171,263	0.58	181,180	0.61	187,391	0.63
原野		62	0.00	73	0.00	73	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	1,995,591	6.73	1,995,591	6.70	1,995,591	6.71
	鉄軌道用地	207,684	0.70	207,676	0.70	211,275	0.71
	その他の雑種地	2,597,439	8.76	2,595,482	8.72	2,550,383	8.58
合計		29,649,419	100.00	29,776,107	100.00	29,725,831	100.00

出典：固定資産の価格等の概要調書

(6) 土地の決定価格（法定免税点以上）

(単位：千円・%)

地目区分		2		令和元		30	
		決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比
田	一般田	1,489	0.00	1,489	0.00	1,489	0.00
	宅地介在田等	19,370	0.00	19,370	0.00	19,370	0.00
畑	一般畑	419,412	0.05	423,896	0.05	424,310	0.05
	宅地介在畑等	18,404,469	2.28	19,305,222	2.38	20,633,518	2.54
宅地	小規模住宅用地	422,004,872	52.22	420,982,603	51.98	418,004,415	51.52
	一般住宅用地	93,819,130	11.61	94,668,096	11.69	96,186,138	11.86
	非住宅用地	188,489,980	23.32	189,567,185	23.41	190,916,827	23.53
山林	一般山林	141,352	0.02	143,515	0.02	145,043	0.02
	宅地介在山林等	2,214,386	0.27	2,291,570	0.28	2,314,804	0.29
原野		11	0.00	11	0.00	11	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	11,953,627	1.48	11,953,627	1.48	11,953,627	1.47
	鉄軌道用地	3,368,458	0.42	3,387,568	0.42	3,387,566	0.42
	その他の雑種地	67,268,005	8.32	67,153,534	8.29	67,304,477	8.30
合計		808,104,561	100.00	809,897,686	100.00	811,291,595	100.00

地目区分		29		28		27	
		決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比
田	一般田	1,545	0.00	1,545	0.00	1,545	0.00
	宅地介在田等	16,457	0.00	53,356	0.01	53,356	0.01
畑	一般畑	426,500	0.05	428,809	0.05	431,502	0.05
	宅地介在畑等	21,972,540	2.79	24,050,873	3.05	25,654,522	3.26
宅地	小規模住宅用地	405,844,742	51.48	402,268,749	50.95	399,286,760	50.67
	一般住宅用地	95,267,248	12.08	96,008,405	12.16	97,254,156	12.34
	非住宅用地	179,648,942	22.79	181,015,728	22.93	179,662,622	22.80
山林	一般山林	145,962	0.02	147,698	0.02	149,678	0.02
	宅地介在山林等	2,449,352	0.31	2,638,784	0.33	2,762,575	0.35
原野		11	0.00	13	0.00	13	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	12,417,582	1.58	12,417,582	1.57	12,417,582	1.58
	鉄軌道用地	3,331,832	0.42	3,337,524	0.42	3,411,667	0.43
	その他の雑種地	66,882,582	8.48	67,170,295	8.51	66,887,735	8.49
合計		788,405,295	100.00	789,539,361	100.00	787,973,713	100.00

出典：固定資産の価格等の概要調書

## (7) 土地の課税標準額（法定免税点以上）

(単位：千円・%)

年度 地目区分		2		令和元		30	
		課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比
田	一般田	1,489	0.00	1,489	0.00	1,489	0.00
	宅地介在田等	6,457	0.00	6,457	0.00	6,457	0.00
畑	一般畑	419,412	0.14	423,896	0.15	424,310	0.14
	宅地介在畑等	6,118,349	2.10	6,370,060	2.18	6,725,278	2.30
宅地	小規模住宅用地	70,221,498	24.10	69,841,529	23.92	69,105,352	23.61
	一般住宅用地	31,227,177	10.72	31,423,867	10.76	31,825,773	10.87
	非住宅用地	125,674,903	43.13	126,258,308	43.25	126,898,632	43.35
山林	一般山林	141,352	0.05	143,515	0.05	145,043	0.05
	宅地介在山林等	1,508,120	0.52	1,557,568	0.53	1,571,716	0.54
原野		11	0.00	11	0.00	11	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	8,367,539	2.87	8,367,539	2.87	8,367,539	2.86
	鉄軌道用地	2,301,863	0.79	2,300,733	0.79	2,300,733	0.79
	その他の雑種地	45,408,903	15.58	45,234,374	15.49	45,354,062	15.49
合計		291,397,073	100.00	291,929,346	100.00	292,726,395	100.00

年度 地目区分		29		28		27	
		課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比
田	一般田	1,545	0.00	1,545	0.00	1,545	0.00
	宅地介在田等	5,486	0.00	17,785	0.01	17,785	0.01
畑	一般畑	425,891	0.15	428,809	0.15	431,502	0.15
	宅地介在畑等	7,323,096	2.53	7,982,555	2.75	8,629,765	2.98
宅地	小規模住宅用地	67,638,871	23.41	67,036,441	23.07	66,509,836	22.94
	一般住宅用地	31,754,647	10.99	31,997,623	11.01	32,407,313	11.18
	非住宅用地	122,672,387	42.46	123,616,304	42.55	122,590,476	42.28
山林	一般山林	145,962	0.05	147,698	0.05	149,678	0.05
	宅地介在山林等	1,702,758	0.59	1,834,259	0.63	1,919,873	0.66
原野		11	0.00	13	0.00	13	0.00
雑種地	ゴルフ場の用地	8,692,307	3.01	8,692,307	2.99	8,692,307	3.00
	鉄軌道用地	2,301,250	0.80	2,305,238	0.79	2,356,383	0.81
	その他の雑種地	46,251,208	16.01	46,465,286	15.99	46,275,475	15.96
合計		288,915,419	100.00	290,525,863	100.00	289,981,951	100.00

出典：固定資産の価格等の概要調書

## (8) 家屋総括表 (年度別)

(単位: m<sup>2</sup>・千円)

年度	区 分	棟 数	床 面 積	評 価 額	軽 減 税 額	
27	新 増 築 家 屋	木 造	605	66,180	4,777,219	48,586
		非木造	114	46,839	3,844,889	
		合 計	719	113,019	8,622,108	
	在 来 家 屋	木 造	36,135	3,661,649	87,752,984	91,667
		非木造	9,737	4,098,571	166,611,169	
		合 計	45,872	7,760,220	254,364,153	
合 計	木 造	36,740	3,727,829	92,530,203	140,253	
	非木造	9,851	4,145,410	170,456,058		
	合 計	46,591	7,873,239	262,986,261		
28	新 増 築 家 屋	木 造	571	60,880	4,427,678	35,439
		非木造	104	37,259	3,128,624	
		合 計	675	98,139	7,556,302	
	在 来 家 屋	木 造	36,505	3,705,438	92,309,423	101,931
		非木造	9,724	4,131,354	169,966,967	
		合 計	46,229	7,836,792	262,276,390	
合 計	木 造	37,076	3,766,318	96,737,101	137,370	
	非木造	9,828	4,168,613	173,095,591		
	合 計	46,904	7,934,931	269,832,692		
29	新 増 築 家 屋	木 造	573	66,440	4,770,178	36,679
		非木造	83	23,918	1,969,693	
		合 計	656	90,358	6,739,871	
	在 来 家 屋	木 造	36,801	3,742,727	96,451,618	101,874
		非木造	9,807	4,166,129	173,237,902	
		合 計	46,608	7,908,856	269,689,520	
合 計	木 造	37,374	3,809,167	101,221,796	138,553	
	非木造	9,890	4,190,047	175,207,595		
	合 計	47,264	7,999,214	276,429,391		
30	新 増 築 家 屋	木 造	613	67,231	5,097,822	36,721
		非木造	85	38,151	3,417,175	
		合 計	698	105,382	8,514,997	
	在 来 家 屋	木 造	37,063	3,782,467	92,848,937	92,476
		非木造	9,820	4,163,241	169,888,294	
		合 計	46,883	7,945,708	262,737,231	
合 計	木 造	37,676	3,849,698	97,946,759	129,197	
	非木造	9,905	4,201,392	173,305,469		
	合 計	47,581	8,051,090	271,252,228		
令和元	新 増 築 家 屋	木 造	635	72,239	5,485,200	39,077
		非木造	57	31,799	2,781,956	
		合 計	692	104,038	8,267,156	
	在 来 家 屋	木 造	37,238	3,818,155	97,608,672	132,535
		非木造	9,848	4,199,129	173,583,083	
		合 計	47,086	8,017,284	271,191,755	
合 計	木 造	37,873	3,890,394	103,093,872	171,612	
	非木造	9,905	4,230,928	176,365,039		
	合 計	47,778	8,121,322	279,458,911		
2	新 増 築 家 屋	木 造	617	66,381	5,039,784	36,442
		非木造	65	26,264	2,731,199	
		合 計	682	92,645	7,770,983	
	在 来 家 屋	木 造	37,730	3,871,245	102,943,852	133,159
		非木造	10,056	4,251,955	178,204,053	
		合 計	47,786	8,123,200	281,147,905	
合 計	木 造	38,347	3,937,626	107,983,636	169,601	
	非木造	10,121	4,278,219	180,935,252		
	合 計	48,468	8,215,845	288,918,888		

※ 免税点未満及び非課税家屋は除く。棟数の合計は、増築件数を除く。 出典：固定資産の価格等の概要調書

(9) 償却資産の課税標準額の推移

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
市長 決定 分	構 築 物	18,507	18,036	18,630	19,764	24,143	24,351
	機械及び装置	27,488	27,479	28,678	28,296	34,615	34,381
	車両及び運搬具	207	243	282	275	284	283
	工具・器具及び備品	11,912	11,344	11,189	11,151	12,278	13,486
	計	58,114	57,102	58,779	59,486	71,320	72,501
	うち個人分	737	1,035	1,703	1,635	1,896	1,909
うち法人分	57,377	56,067	57,076	57,851	69,424	70,592	
総務大臣配分	22,404	21,259	20,403	19,962	19,404	19,598	
県知事配分	1,976	1,900	1,840	1,825	1,819	1,721	
合 計	77,844	82,494	80,262	81,273	92,543	93,820	

※ 各項目ごとに単位未滿を四捨五入

出典：固定資産の価格等の概要調書

2 都市計画税

都市計画税は、毎年1月1日に、原則として都市計画法による市街化区域内に所在する土地や家屋の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方に固定資産税と併せて課税される目的税で、税率は0.25/100です。

(1) 都市計画税資産別調定額<<現年課税分>>

(単位：千円・%)

年 度	調 定 額			前年度対比
	土 地	家 屋	合 計	
25	784,547	518,382	1,302,929	100.42
26	783,158	533,458	1,316,616	101.05
27	781,041	523,149	1,304,191	99.06
28	778,966	537,623	1,316,589	100.95
29	776,950	552,546	1,329,496	100.98
30	785,993	539,777	1,325,770	99.72
令和元	785,633	563,592	1,349,225	101.77
2(当初)	784,460	575,584	1,360,044	100.80



### 3 国有資産等所在市町村交付金・納付金

国有資産等所在市町村交付金は、国や他の地方自治体が市内に固定資産税の課税対象となるような固定資産を所有している場合に、固定資産税は非課税となっていることから、固定資産税相当額を負担してもらう制度です。

#### (1) 交付金

(単位：千円・%・人)

年度	区分	台帳価額	算定標準額	交付金		納税義務者
				交付額	前年度対比	
25		16,118,054	4,588,656	64,240	92.81	5
26		15,979,199	4,642,919	65,000	101.18	5
27		15,935,134	4,612,771	64,578	99.35	5
28		15,873,215	4,751,024	66,514	103.00	5
29		15,635,874	4,654,621	65,164	97.97	5
30		15,632,807	4,635,278	64,893	99.58	5
令和元		15,984,350	4,743,378	66,407	102.33	5
2		15,787,195	4,662,005	65,268	98.28	5

## V 諸税及び税務証明手数料

## V 諸税及び税務証明手数料

### 1 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車をに対して、毎年4月1日現在の所有者に課税される税金です。税率（1台あたりの金額）は、車種ごとに52ページの税率表のとおり定められています。

#### (1) 軽自動車税車種別課税台数・調定額

(単位：台・円・%)

年度		2(当初)	令和元	30	29
区分					
原動機付自転車	台数	8,698	8,867	9,090	9,305
	調定額	18,410,500	18,709,000	19,132,500	19,532,000
50cc以下	台数	6,041	6,276	6,570	6,849
	調定額	12,082,000	12,552,000	13,140,000	13,698,000
50cc超90cc以下	台数	514	511	519	515
	調定額	1,028,000	1,022,000	1,038,000	1,030,000
90cc超125cc以下	台数	2,022	1,970	1,884	1,829
	調定額	4,852,800	4,728,000	4,521,600	4,389,600
ミニカー	台数	121	110	117	112
	調定額	447,700	407,000	432,900	414,400
軽自動車	台数	32,927	32,049	31,620	31,151
	調定額	272,337,400	256,976,200	244,840,000	230,996,700
二輪	台数	2,062	1,961	1,975	1,981
	調定額	7,423,200	7,059,600	7,110,000	7,131,600
三輪	台数	1	1	1	1
	調定額	4,600	4,600	4,600	4,600
四輪乗用営業用	台数	2	2	2	3
	調定額	11,000	11,000	11,000	19,200
四輪乗用自家用	台数	25,220	24,449	23,948	23,442
	調定額	237,227,100	222,687,000	210,669,900	197,078,400
四輪貨物営業用	台数	295	287	269	257
	調定額	1,067,300	1,002,800	917,100	860,500
四輪貨物自家用	台数	5,347	5,349	5,425	5,467
	調定額	26,604,200	26,211,200	26,127,400	25,902,400
小型特殊自動車	台数	874	842	807	771
	調定額	4,089,100	3,931,800	3,749,800	3,551,400
農耕作業用	台数	305	296	289	285
	調定額	732,000	710,400	693,600	684,000
特殊作業用	台数	569	546	518	486
	調定額	3,357,100	3,221,400	3,056,200	2,867,400
二輪の小型自動車	台数	2,149	2,084	2,050	2,027
	調定額	12,894,000	12,504,000	12,300,000	12,162,000
合計	台数	44,648	43,842	43,567	43,254
	調定額	307,731,000	292,121,000	280,022,300	266,242,100
前年度対比	台数	101.84	100.63	100.72	100.25
	調定額	105.34	104.32	105.18	105.06

区 分		年 度			
		28	27	26	25
原動機付自転車	台 数	9,664	9,960	10,012	10,112
	調定額	20,224,700	11,273,900	11,258,600	11,293,800
50cc以下	台 数	7,256	7,579	7,754	7,944
	調定額	14,512,000	7,579,000	7,754,000	7,944,000
50cc超90cc以下	台 数	540	577	572	581
	調定額	1,080,000	692,400	686,400	697,200
90cc超125cc以下	台 数	1,753	1,675	1,552	1,461
	調定額	4,207,200	2,680,000	2,483,200	2,337,600
ミニカー	台 数	115	129	134	126
	調定額	425,500	322,500	335,000	315,000
軽自動車	台 数	30,727	30,123	29,247	27,986
	調定額	217,720,500	188,194,300	181,668,200	172,481,300
二輪	台 数	2,002	2,014	2,054	2,064
	調定額	7,206,000	4,833,600	4,929,600	4,953,600
三輪	台 数	1	1	1	1
	調定額	4,600	3,100	3,100	3,100
四輪乗用営業用	台 数	4	4	5	4
	調定額	24,700	22,000	27,500	22,000
四輪乗用自家用	台 数	22,891	22,240	21,315	20,023
	調定額	183,805,800	160,131,600	153,468,000	144,165,600
四輪貨物営業用	台 数	249	252	248	239
	調定額	809,400	756,000	744,000	717,000
四輪貨物自家用	台 数	5,580	5,612	5,624	5,655
	調定額	25,870,000	22,448,000	22,496,000	22,620,000
小型特殊自動車	台 数	730	651	590	539
	調定額	3,323,500	2,238,200	1,979,400	1,773,800
農耕作業用	台 数	281	265	256	245
	調定額	674,400	424,000	409,600	392,000
特殊作業用	台 数	449	386	334	294
	調定額	2,649,100	1,814,200	1,569,800	1,381,800
二輪の小型自動車	台 数	2,027	2,038	2,059	2,062
	調定額	12,160,000	8,152,000	8,236,000	8,248,000
合 計	台 数	43,148	42,772	41,908	40,699
	調定額	253,428,700	209,858,400	203,142,200	193,796,900
前年度対比	台 数	100.88	102.06	102.97	100.89
	調定額	120.76	103.31	104.82	101.81

課税台数の推移を区分別にみると、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車は微増ないし微減であります。軽自動車は増加傾向にあります。これは、燃費に優れ、維持費も安価に済む軽自動車の需要の高まりと考えられます。特に四輪乗用自家用車の増加が、そのまま軽自動車全体の課税台数の増加につながっている現状にあります。

また、平成28年度の調定額は平成27年度対比で20.76%増加しています。これは、税制改正により軽自動車税の税率が引き上げられ、新しい税率が適用されたことによるものです。平成29年度の以降の調定額についても、四輪乗用自家用車の登録台数の増加が続いていることから年々増加傾向にあり、令和元年度については前年度対比で4.32%増加しています。

## 2 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡す場合に製造たばこの製造者等に課税される税金です。

### (1) 市たばこ税額と売り渡し本数の推移

(単位：本・円・%)

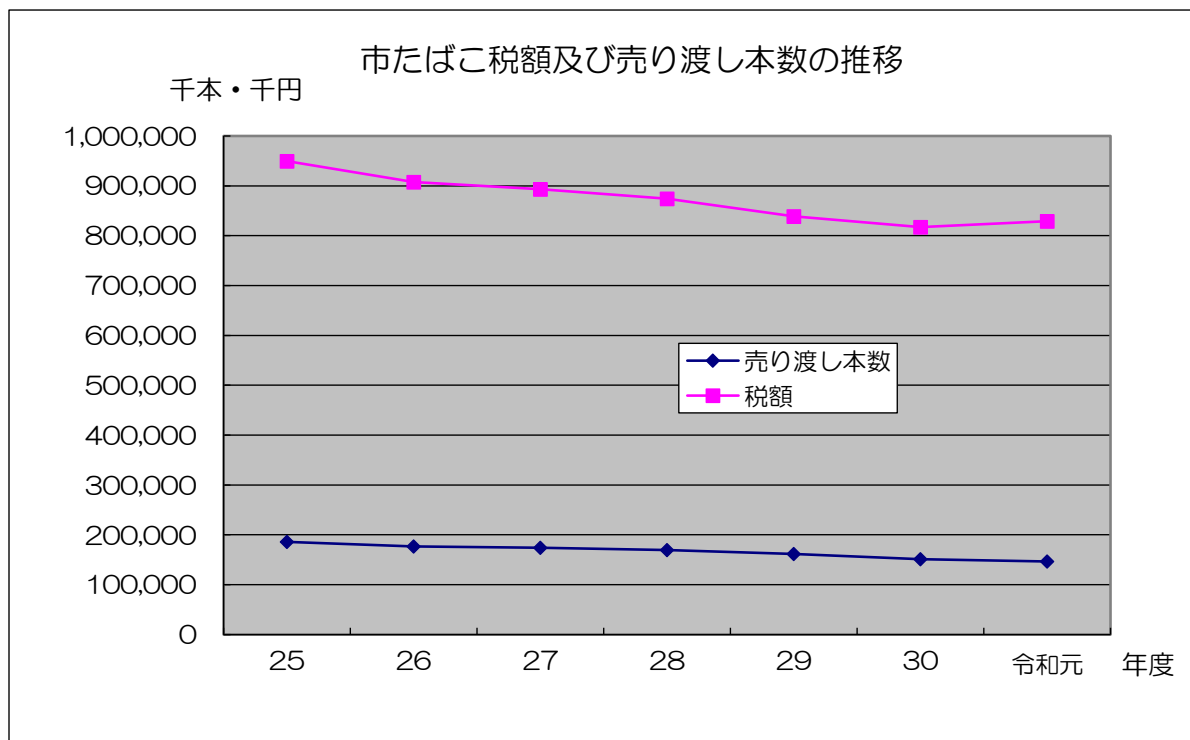
年 度	種 別	売り渡し本数	税 額	前年度対比 (調定額)
25	旧3級品	7,213,100	17,818,740	123.85
	旧3級品以外	178,876,272	931,571,615	111.80
	合 計	186,089,372	949,390,355	113.05
26	旧3級品	7,766,560	19,377,567	108.75
	旧3級品以外	168,769,988	888,067,671	95.33
	合 計	176,536,548	907,445,238	95.58
27	旧3級品	8,074,860	20,146,778	103.97
	旧3級品以外	165,891,272	872,919,868	98.29
	合 計	173,966,132	893,066,646	98.42
28	旧3級品	7,917,320	22,742,523	2.51
	旧3級品以外	161,807,715	851,432,192	4,226.15
	手持ち品課税分	—	104,552	—
	合 計	169,725,035	874,279,267	97.90
29	旧3級品	6,638,860	21,879,480	96.21
	旧3級品以外	155,273,459	817,048,939	95.96
	手持ち品課税分	—	119,987	—
	合 計	161,912,319	839,048,406	95.97
30	旧3級品	5,001,240	19,612,542	89.64
	旧3級品以外	146,448,270	793,754,719	97.15
	手持ち品課税分	—	3,695,519	—
	合 計	151,449,510	817,062,780	97.38
令和元	旧3級品	2,552,540	10,175,136	51.88
	旧3級品以外	143,838,606	818,729,339	103.15
	手持ち品課税分	—	100,965	—
	合 計	146,391,146	829,005,440	101.46

#### ◎ 1,000本あたりの税率

区 分	平成28年4月から	平成29年4月から	平成30年10月から	令和元年10月から	令和2年10月から
旧3級品	2,925円	3,355円	4,000円※	5,692円	6,122円
旧3級品以外	5,262円	5,262円	5,692円	5,692円	6,122円

● 旧3級品：エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ

※旧3級品の税率4,000円は平成30年4月から適用



売り渡し本数の推移をみると、職場や公共の場での受動喫煙防止対策など喫煙環境の変化や健康への配慮に伴い、喫煙率が低下している状況であることから、令和元年度の売り渡し本数は平成25年度対比で21.33%減少しており、今後も減少していくものと思われます。

一方、調定額の推移をみると、平成26年度以降は減少で推移しておりましたが、令和元年度の調定額は税制改正の影響により、平成30年度対比で1.46%増額となりました。

### 3 鉱産税

鉱産税は、鉱物の価格を課税標準として、鉱物採取の作業場が所在する市町村において、鉱業者に対して課税される税金です。

#### (1) 鉱産税額と産出量の推移 (単位：ト・円・%)

区分 年度	産出量	1ト当たり 単 価	課税標準額 (産出価格)	税 額	前年度対比
25	593	1,036	609,000	3,800	97.44
26	486	1,036	498,000	2,700	71.05
27	537	1,036	549,000	3,200	118.52
28	523	1,036	536,000	3,100	96.88
29	519	1,036	532,000	3,000	96.77
30	525	1,036	537,000	3,000	100.00
令和元	559	1,036	573,000	3,400	113.33

※ 鉱産税の税率は1/100である。ただし、鉱物の産出価格の合計額が200万円以下の場合には、軽減税率0.7/100となる。

#### 4 税務証明手数料及び件数

(単位：件・円)

種別 年度	課 税 証 明		営 業 そ の 他		評 価 証 明		公 課 証 明	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
25	22,948	4,589,600	961	192,200	5,013	1,043,200	1,278	258,400
26	27,095	5,419,000	1,088	217,600	4,373	909,400	1,209	244,800
27	28,789	5,757,800	1,196	239,200	4,290	885,400	1,201	247,400
28	30,317	6,063,400	1,467	293,400	3,779	757,600	1,218	243,600
29	29,686	5,937,200	1,688	337,600	4,218	844,400	1,354	270,800
30	27,576	5,515,200	1,655	331,000	4,193	838,600	1,462	292,400
令和元	20,477	4,095,400	1,632	326,400	4,314	862,800	1,353	270,600

種別 年度	住 宅 用 家 屋 証 明		納 税 証 明		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
25	903	1,173,900	2,148	429,600	33,251	7,686,900
26	746	969,800	1,943	388,600	36,454	8,149,200
27	689	895,700	1,428	285,600	37,593	8,311,100
28	719	934,700	1,922	384,400	39,422	8,677,100
29	790	1,027,000	1,662	332,400	39,398	8,749,400
30	791	1,028,300	2,108	421,600	37,785	8,427,100
令和元	720	936,000	1,889	377,800	30,385	6,869,000

## VI 国民健康保険税



## VI 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険を行う市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的として、被保険者の属する世帯の世帯主に対し課する税金であり（地方税法第703条の4）、分類上は目的税に該当します。

課税は世帯を単位とし、納税義務者は資格の有無に係わらず世帯主となります。

課税額は毎年4月から翌年の3月分までの間、世帯内で国民健康保険に加入している被保険者それぞれに対して、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分（40歳～65歳未満の被保険者のみ）の課税額を各々算出し、合算した額になります。また、これらの各課税額は、所得割額・資産割額・均等割額を算出し合算したものに、平等割額を加えた額になります。

なお、年度の途中で総所得金額等や被保険者の数が変動した場合は、再度課税額を計算し

区 分	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	課税限度額
① 医療給付費分	7.4%	10%	20,000円	3,000円	61万円
② 後期高齢者支援金分	2.0%	—	8,000円	—	19万円
③ 介護納付金分	1.4%	—	12,000円	—	16万円

※ 所得割額：前年中の総所得金額等－基礎控除33万円に税率を乗じます。

※ 資産割額：国保被保険者のうち、土地・家屋に係る固定資産税額（都市計画税は除く）に税率を乗じます。

※ 均等割額：国保被保険者1人あたりの年額です。

※ 平等割額：一世帯あたりの年額です。

※ 75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度に替わります。

### （1） 国民健康保険税調定額等の状況

（単位：円・％）

年 度		2	令和元	30	29
区 分					
現 年 課 税 分	予算額	2,926,729,000	2,985,115,000	3,043,148,000	3,015,413,000
	調定額	3,081,645,600	3,184,555,400	3,356,794,100	3,328,802,700
	収入済額		3,016,591,618	3,186,886,301	3,149,381,099
	収納率		94.73	94.94	94.61
滞 納 繰 越 分	予算額	144,044,000	151,335,000	178,567,000	303,294,000
	調定額	365,603,257	609,298,514	729,651,302	893,802,253
	収入済額		207,842,849	242,357,248	277,328,956
	収納率		34.11	33.22	31.03
合 計	予算額	3,070,773,000	3,136,450,000	3,221,715,000	3,318,707,000
	調定額	3,447,248,857	3,793,853,914	4,086,445,402	4,222,604,953
	収入済額		3,224,434,467	3,429,243,549	3,426,710,055
	収納率		84.99	83.92	81.15

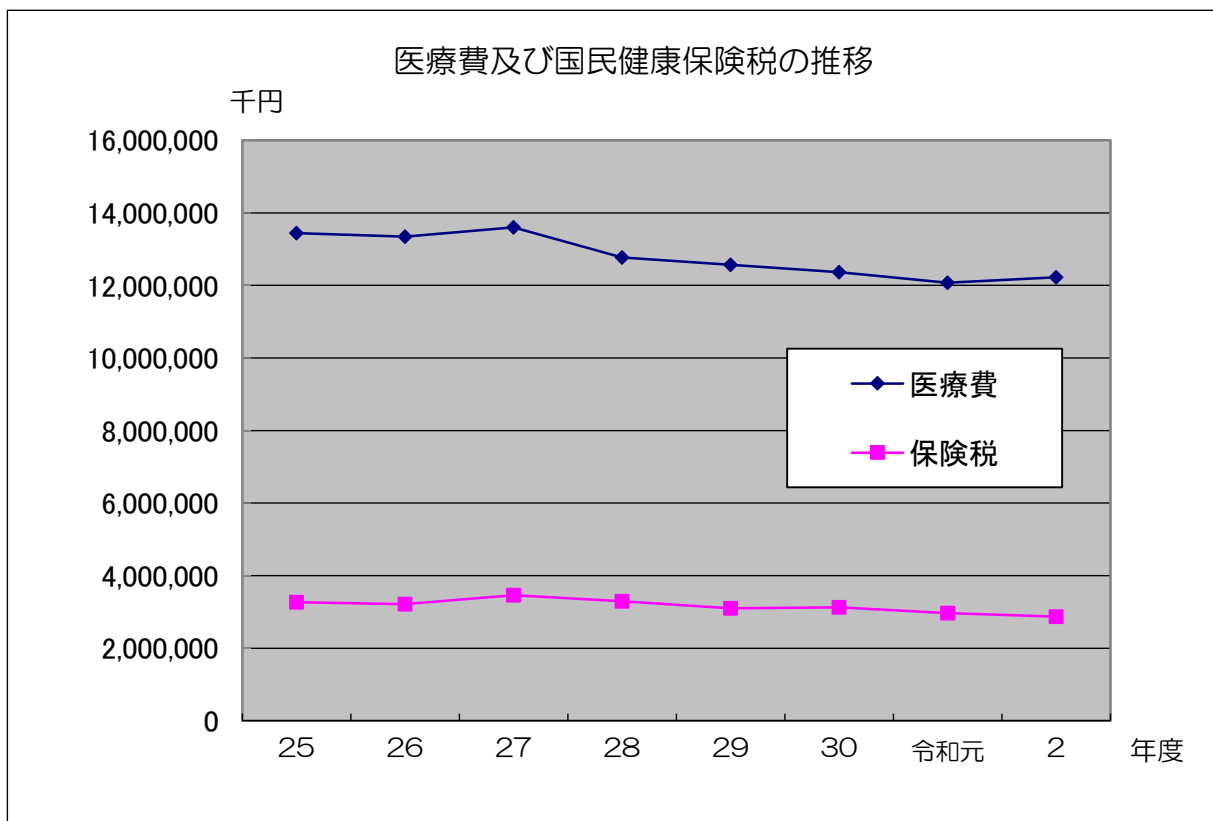
年 度		28	27	26	25
区 分					
現 年 課 税 分	予算額	3,295,257,000	3,456,422,000	3,341,100,000	3,331,107,000
	調定額	3,536,233,800	3,728,260,100	3,443,416,900	3,506,708,100
	収入済額	3,325,261,052	3,459,903,108	3,184,316,635	3,196,820,561
	収納率	94.03	92.80	92.48	91.16
滞 納 繰 越 分	予算額	242,452,000	294,989,000	253,916,000	229,004,000
	調定額	1,085,068,039	1,319,757,586	1,539,173,607	1,665,679,527
	収入済額	272,272,902	294,385,540	324,913,799	290,688,180
	収納率	25.09	22.31	21.11	17.45
合 計	予算額	3,537,709,000	3,751,411,000	3,595,016,000	3,560,111,000
	調定額	4,621,301,839	5,048,017,686	4,982,590,507	5,172,387,627
	収入済額	3,597,533,954	3,754,288,648	3,509,230,434	3,487,508,741
	収納率	77.85	74.37	70.43	67.43

(2) 医療費（療養諸費）に占める税の割合

(単位：円・%)

区分 年度	医療費	国民健康保険税		前年度対比（伸長率）		保険税の割合
		調定額（現年課税分）	医療費	保険税		
25	13,440,477,819	3,271,658,300	3.19	0.88	24.34	
26	13,348,342,753	3,211,658,600	-0.69	-1.83	24.06	
27	13,603,935,787	3,463,841,094	1.91	7.85	25.46	
28	12,774,870,544	3,291,580,963	-6.09	-4.97	25.77	
29	12,564,638,358	3,104,188,966	-1.65	-5.69	24.71	
30	12,366,196,718	3,123,464,927	-1.58	0.62	25.26	
令和元	12,073,593,826	2,966,525,674	-2.37	-5.02	24.57	
2	12,226,050,000	2,870,906,653	1.26	-3.22	23.48	

※ 医療費は老人保健法対象者分を除き、国民健康保険税は介護納付金分を除く。  
令和2年度の医療費は当初予算額、国民健康保険税は当初調定額



医療の高度化や被保険者に占める高齢者の割合が高くなっており、1人当たりの医療費は高い水準です。

一方、国民健康保険税の調定額は、加入世帯に占める低所得世帯の割合が高く、また被保険者が減少傾向にあるため今後も大幅な増収は見込めません。

## (3) 国民健康保険加入状況等

(単位：世帯・人・%・円)

区 分		年 度			
		2	令和元	30	29
市の状況					
	世帯数	66,060	65,579	64,694	63,906
	人 口	147,542	148,297	148,592	148,733
国民健康保険加入状況					
	世帯数	21,595 (8,785)	21,911 (9,071)	22,729 (9,570)	23,405 (10,919)
	被保険者数	33,986 (10,292)	35,134 (10,686)	37,274 (11,414)	39,105 (12,106)
加入割合					
	世帯数	32.69% (13.3)	33.41 (13.83)	35.13 (14.79)	36.62 (17.08)
	被保険者数	23.03% (6.97)	23.69 (7.20)	25.08 (7.68)	26.29 (8.13)
課税総額の構成割合					
	所得割	62.70 (48.02)	62.98 (48.27)	63.02 (48.83)	62.73 (47.70)
	資産割	3.23	3.16	3.18	6.98
	均等割	32.22 (51.98)	32.03 (51.73)	32.03 (51.17)	26.56 (52.30)
	平等割	1.85	1.81	1.77	3.73
所得割等の課税世帯数及び割合					
所得割	課税世帯数	13,551 (4,636)	13,836 (4,794)	14,567 (5,176)	15,038 (5,517)
	加入世帯に占める割合	61.35 (51.14)	61.77 (51.36)	62.74 (52.77)	63.28 (53.76)
資産割	課税世帯数	12,015	12,330	12,865	13,318
	加入世帯に占める割合	54.39	55.05	55.41	56.04
現年課税分調定額					
	1世帯当たり	139,523 (23,250)	141,712 (23,302)	145,361 (24,105)	142,126 (20,517)
	1人当たり	88,624 (19,787)	88,633 (19,765)	88,967 (20,157)	85,065 (18,506)
現年課税分収入済額					
	1世帯当たり		138,122 (22,277)	141,803 (24,892)	135,972 (20,900)
	1人当たり		87,114 (18,959)	87,660 (19,376)	82,154 (17,471)

※ 各年4月1日現在、( )内は介護納付金の状況(再掲)

(単位：世帯・人・％・円)

区 分		年 度			
		28	27	26	25
市の状況					
	世帯数	63,281	62,548	61,953	61,254
	人 口	149,292	149,591	149,912	150,077
国民健康保険加入状況					
	世帯数	24,262 (11,841)	24,957 (11,553)	25,663 (12,325)	25,623 (12,665)
	被保険者数	41,510 (13,314)	43,690 (14,361)	46,465 (15,875)	47,088 (16,553)
加入割合					
	世帯数	38.34 (18.71)	39.90 (18.47)	41.42 (19.89)	41.83 (20.68)
	被保険者数	27.80 (8.92)	29.21 (9.60)	30.99 (10.59)	31.38 (11.03)
課税総額の構成割合					
	所得割	62.80 (48.15)	62.86 (47.72)	59.25 (40.46)	59.14 (40.63)
	資産割	7.03	6.70	14.05	13.94
	均等割	26.52 (51.85)	26.73 (52.28)	18.21 (59.54)	18.49 (59.37)
	平等割	3.65	3.71	8.49	8.43
所得割等の課税世帯数及び割合					
所得割	課税世帯数	15,993 (6,164)	16,846 (6,692)	17,189 (7,109)	17,204 (7,397)
	加入世帯に占める割合	64.76 (55.40)	66.56 (56.90)	66.98 (57.68)	67.14 (53.01)
資産割	課税世帯数	13,980	14,507	14,668	14,721
	加入世帯に占める割合	56.61	57.32	57.16	57.45
現年課税分調定額					
	1世帯当たり	147,197 (21,055)	150,251 (23,032)	133,157 (18,701)	134,532 (19,215)
	1人当たり	86,034 (18,726)	85,827 (18,528)	73,544 (14,519)	73,206 (14,702)
現年課税分収入済額					
	1世帯当たり	137,056 (18,873)	138,634 (20,543)	124,082 (16,744)	124,763 (17,247)
	1人当たり	80,107 (16,785)	79,192 (16,526)	68,531 (12,996)	67,890 (13,196)

## 入間市長賞

「税金の必要性」

豊岡中学校 3年 瀬川 なつみ

「私たちの生活を支えている税金」

藤沢中学校 3年 藤 枝 詩 侑



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

(令和2年度 税に関する作文 優秀作品より)

## Ⅶ 収 納 ・ 徴 収

## Ⅶ 収納・徴収

### (1) 税目別執行停止の推移

(単位：件・円・%)

年度 税目	令和元		30		29	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
市県民税(個人)	1,147	31,743,139	1,125	31,624,566	384	12,769,414
市県民税(法人)	10	447,860	15	778,500	18	1,104,155
固定資産税・都市計画税	544	30,733,720	481	27,464,645	341	21,863,400
軽自動車税	172	857,169	163	817,600	14	66,400
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
小計	1,873	63,781,888	1,784	60,685,311	757	35,803,369
前年度対比	104.99	105.10	235.67	169.50	80.45	178.38
国民健康保険税	2,610	39,103,314	2,830	43,778,735	722	12,867,918
前年度対比	92.23	89.32	391.97	340.22	38.04	39.05
合計	4,483	102,885,202	4,614	104,464,046	1,479	48,671,287
前年度対比	97.16	98.49	311.97	214.63	52.10	91.79

28		27		26		25	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
564	13,356,973	591	17,803,266	1,617	49,615,601	3,168	120,142,889
5	259,600	15	804,230	19	976,000	19	1,098,283
319	6,187,901	256	13,268,882	597	9,903,750	1,155	42,533,280
53	267,200	62	209,000	149	567,995	435	1,478,000
0	0	0	0	0	0	0	0
941	20,071,674	924	32,085,378	2,382	61,063,346	4,777	165,252,452
101.84	62.56	38.79	52.54	49.86	36.95	74.56	74.38
1,898	32,950,286	2,073	27,458,239	3,976	47,251,141	11,364	150,626,735
91.56	120.00	52.14	58.11	34.99	31.37	71.02	57.68
2,839	53,021,960	2,997	59,543,617	6,358	108,314,487	16,141	315,879,187
94.73	89.05	47.14	54.97	39.39	34.29	72.03	65.36

執行停止(滞納処分の停止)は、滞納者に以下のいずれかに該当すると認められる場合に、徴収の手続きを停止するものです。

- ① 滞納処分をすることのできる財産がないとき
- ② 滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき
- ③ 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

平成25年度に県の指導により入間市滞納処分執行停止基準を策定し、財産調査を厳格化しました。

(2) 税目別不納欠損の推移

(単位：件・円・%)

年度 税目	令和元		30		29	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
市民税(個人)	937	26,227,655	1,113	17,780,281	1,745	31,003,881
市民税(法人)	13	600,247	24	1,106,800	38	2,071,155
固定資産税・都市計画税	609	31,020,749	626	30,834,881	778	13,979,700
軽自動車税	166	709,500	204	778,500	203	741,400
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
小計	1,725	58,558,151	1,967	50,500,462	2,764	47,796,136
前年度対比	87.70	115.96	71.16	105.66	71.90	65.07
国民健康保険税	2,266	36,143,908	3,126	39,820,754	4,371	55,778,600
前年度対比	72.49	90.77	71.52	71.39	48.50	45.74
合計	3,991	94,702,059	5,093	90,321,216	7,135	103,574,736
前年度対比	78.36	104.85	71.38	87.20	55.50	53.01

28		27		26		25	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
2,571	53,979,177	3,549	120,809,214	3,471	96,391,564	3,234	58,456,188
31	1,998,500	45	2,376,496	41	2,218,900	62	3,201,685
887	16,244,417	1,822	41,707,457	1,407	27,074,433	1,828	59,018,302
355	1,230,700	349	1,282,568	290	1,113,795	251	986,318
0	0	0	0	0	0	0	0
3,844	73,452,794	5,765	166,175,735	5,209	126,798,692	5,375	121,662,493
66.68	44.20	110.67	131.05	96.91	104.22	107.80	76.14
9,013	121,950,608	12,746	197,443,199	9,548	146,582,087	8,627	132,651,578
70.71	61.76	133.49	134.70	110.68	110.50	563.86	101.98
12,857	195,403,402	18,511	363,618,934	14,757	273,380,779	14,002	254,314,071
69.46	53.74	125.44	133.01	105.39	107.50	214.89	87.73

滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その金額を消滅させることを不納欠損といいます。地方自治体が不納欠損として税を処理するための基準は、以下の3つとなります。

- ① 地方税法第18条に規定する時効の完成(5年)により、租税債権が消滅した場合
- ② 地方税法第15条の7第4項の規定により、滞納処分の執行停止が3年間継続した場合
- ③ 地方税法第15条の7第5項の規定により、滞納処分の停止をしたもので徴収金を徴収できないことが明らかなもの



## 入間市納税貯蓄組合長賞

「新型コロナウイルスについて」

藤 沢 中 学 校 3 年 鈴 木 亜 依 里

「私達の教育費」

向 原 中 学 校 3 年 竹 内 唯 華

(令和2年度 税に関する作文 優秀作品より)



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

## Ⅷ 入間市税の税率及び 最近の主な税制改正

Ⅷ 入間市税の税率及び最近の主な税制改正

(1) 市税の税率

(令和2年度)

税 目		内 容																															
市 民 税	個人	均等割	年 額 3,500円																														
		所得割	税 率 6%																														
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	市内従業者数	税率(年額)	1千万円以下	50人以下	5万円	50人超	12万円	1千万円超1億円以下	50人以下	13万円	1千万円超1億円以下	50人超	15万円	1億円超10億円以下	50人以下	16万円	1億円超10億円以下	50人超	40万円	10億円超	50人以下	41万円	10億円超50億円以下	50人超	175万円	50億円超	50人超	300万円
			資本金等の額	市内従業者数	税率(年額)																												
			1千万円以下	50人以下	5万円																												
				50人超	12万円																												
			1千万円超1億円以下	50人以下	13万円																												
			1千万円超1億円以下	50人超	15万円																												
			1億円超10億円以下	50人以下	16万円																												
			1億円超10億円以下	50人超	40万円																												
10億円超			50人以下	41万円																													
10億円超50億円以下	50人超	175万円																															
50億円超	50人超	300万円																															
個人	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業年度開始日が平成26年9月30日までの場合の税率</th> <th>事業年度開始日が平成26年10月1日以後の場合の税率</th> <th>事業年度開始日が令和元年10月1日以後の場合の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超える法人</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>13.5%</td> <td>10.9%</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	事業年度開始日が平成26年9月30日までの場合の税率	事業年度開始日が平成26年10月1日以後の場合の税率	事業年度開始日が令和元年10月1日以後の場合の税率	資本金等の額が10億円を超える法人	14.7%	12.1%	8.4%	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%	7.2%	上記以外の法人	12.3%	9.7%	6.0%														
		区 分	事業年度開始日が平成26年9月30日までの場合の税率	事業年度開始日が平成26年10月1日以後の場合の税率	事業年度開始日が令和元年10月1日以後の場合の税率																												
		資本金等の額が10億円を超える法人	14.7%	12.1%	8.4%																												
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%	7.2%																												
上記以外の法人	12.3%	9.7%	6.0%																														
固定資産税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="3">1.4%</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	税 率	免税点	土 地	1.4%	30万円	家 屋	20万円	償却資産	150万円																				
	区 分	税 率	免税点																														
	土 地	1.4%	30万円																														
	家 屋		20万円																														
償却資産	150万円																																
都市計画税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th>免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">0.25%</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	税 率	免税点	土 地	0.25%	30万円	家 屋	20万円																						
	区 分	税 率	免税点																														
	土 地	0.25%	30万円																														
家 屋	20万円																																

税 目	内 容				
軽自動車税	種 別		年税額		
	原動機付自転車	50cc以下		2,000円	
		50cc超90cc以下		2,000円	
		90cc超125cc以下		2,400円	
	ミニカー			3,700円	
	軽自動車	二輪（側車付を含む）		3,600円	
		三輪		3,900円	
		四輪以上	乗 用	営業用	6,900円
			自家用	10,800円	
			貨物用	営業用	3,800円
	自家用			5,000円	
	小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円	
		その他		5,900円	
	二輪の小型自動車			6,000円	
	平成27年3月31日以前に登録された四輪以上及び三輪の軽自動車は、下表の税率が特例として適用されます。				
種 別		年税額			
軽自動車	三輪		3,100円		
	四輪以上	乗 用	営業用	5,500円	
		自家用	7,200円		
		貨物用	営業用	3,000円	
			自家用	4,000円	
市たばこ税	区 分		税 率		
	旧3級品の紙巻たばこ		6,122円/1,000本		
	旧3級品以外の紙巻たばこ		6,122円/1,000本		
鉱産税	税 率 0.7%				

(2) 最近の主な税制改正

【平成24年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	扶養控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止</li> <li>16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。</li> </ul>	22
	寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ	寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げる。	23
	退職所得に係る10%税額控除の見直し	退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当から廃止する。	23
	上場株式等に係る配当、譲渡所得に係る軽減税率の適用期限延長	適用期限を平成25年12月31日（現行：平成23年12月31日）まで2年間延長する。	23
	退職所得の2分の1課税の見直し	勤続年数5年以内の法人役員等（公務員含む）については、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当から退職所得の1/2課税（（収入金額－退職所得控除額）×1/2×税率）を、その適用を廃止する。	24
固定・資産都市税計画税	住宅用地等における税負担調整措置の見直し	住宅用地及び特定市街化区域農地に係る課税標準額の負担調整措置について、負担水準が90%（改正前80%）の場合は据置特例を適用する。	24

【平成25年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	生命保険料控除の改組	<p>生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円（現行7万円）とする。</p> <p>平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に介護医療保険控除を設け、その適用限度額を2.8万円とする。</li> <li>・新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額についても、それぞれ2.8万円とする。</li> </ul> <p>平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除は、それぞれ3.5万円を適用する。</li> </ul>	22
	少額上場株式等に係る配当所得等に係る非課税措置	<p>非課税口座内において、最大500万円（100万円×5年間）の上場株式や公募の株式投資信託等への非課税投資を可能とする。（平成26年1月1日から適用）</p> <p>※10%軽減税率の特例措置が廃止され、平成26年1月1日から本則税率20%が適用</p>	25
市たばこ税	税率の改正	<p>法人実効税率の引下げと課税ベース拡大に伴う県と市の増減収を調整するため、県たばこ税の一部を市たばこ税へ移譲。</p> <p>旧3級品以外のたばこ（1,000本あたり）</p> <p>市たばこ税 改正前) 4,618円 改正後) 5,262円</p> <p>県たばこ税 改正前) 1,504円 改正後) 860円</p> <p>旧3級品のたばこ（1,000本あたり）</p> <p>市たばこ税 改正前) 2,190円 改正後) 2,495円</p> <p>県たばこ税 改正前) 716円 改正後) 411円</p>	23
固定資産税	耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税減額措置	<p>耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修が行われた住宅について、それぞれの工事費要件が30万円から50万円に上げられ、バリアフリー改修・省エネ改修については、減額対象工事期間を平成28年3月31日まで3年間延長する。</p>	25
納税環境の整備	延滞金等の見直し	<p>国税の見直しに合わせて、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げる。</p> <p>※平成26年1月1日以後の期間に対する延滞金等に適用</p>	25

【平成26年度適用】

税目	項目	概要	改正年												
個人市・県民税	給与所得控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について245万円の上限を設ける。</li> <li>特定支出控除に資格取得費、勤務必要経費（限度額65万円）を追加し、特定支出控除の適用判定基準を給与所得控除の2分の1とする。ただし、給与収入が1,500万円を超える場合は125万円とする。</li> </ul>	24												
	特定支出控除の見直し	<p>特定支出控除の範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用範囲に弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加する。</li> <li>適用判定の基準を給与所得控除額の1/2とする。</li> </ul>	24												
法人市民税	税率の改正	<p>法人市民税法人税割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超える法人</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>13.5%</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>予定申告の特例 法人市民税法人税割の税率改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は「前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数」（通常は「6÷前事業年度の月数」）とする経過措置が講じられる。</p>	法人等の区分	改正前	改正後	資本金等の額が10億円を超える法人	14.7%	12.1%	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%	上記以外の法人	12.3%	9.7%	26
法人等の区分	改正前	改正後													
資本金等の額が10億円を超える法人	14.7%	12.1%													
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%													
上記以外の法人	12.3%	9.7%													
固定・資産市税計画税	住宅用地等における税負担調整措置の見直し	住宅用地及び特定市街化区域農地に係る課税標準額の負担調整措置について据置特例を廃止する。	24												

【平成27年度適用】

税目	項目	概要	改正年																																																
個人市・県民税	住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充	住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長し、控除限度額を引上げる。 ・適用対象者を平成29年度までに入居を開始した者とする。 ・平成26年4月以降に購入した住宅について、控除限度額を13万6,500円に引き上げる。	25																																																
	上場株式等の所得等の損益通算の拡大	公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算を可能とする。 ※平成28年1月1日から適用	25																																																
	ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充	ふるさと納税の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。 ※平成28年1月1日から適用	27																																																
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄付金控除を受けられる特例的な仕組みを創設。  ふるさと納税ワンストップ特例を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われる。	27																																																
軽自動車税	税率の改正	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>新税率 (改正後)</th> <th>旧税率 (改正前)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超～90cc以下</td> <td>2,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超～125cc以下</td> <td>2,400円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>二輪車 250cc以下</td> <td>3,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪車</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自転車</td> <td>農耕用</td> <td>2,400円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>小型二輪自動車 250cc超</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年4月1日以後に新車登録された四輪車等から新税率を適用する。ただし、平成27年3月31日以前に登録されたものは、現行税率をそのまま適用する。 ※軽自動車以外の税率改正は1年先送りされ、平成28年度からの適用となる。</p>	区分		新税率 (改正後)	旧税率 (改正前)	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	1,000円	50cc超～90cc以下	2,000円	1,200円	90cc超～125cc以下	2,400円	1,600円	ミニカー	3,700円	2,500円	軽自動車	二輪車 250cc以下	3,600円	2,400円	三輪車	3,900円	3,100円	四輪乗用	営業用	6,900円	5,500円	自家用	10,800円	7,200円	四輪貨物	営業用	3,800円	3,000円	自家用	5,000円	4,000円	小型特殊自転車	農耕用	2,400円	1,600円	その他	5,900円	4,700円	小型二輪自動車 250cc超	6,000円	4,000円	26
区分		新税率 (改正後)	旧税率 (改正前)																																																
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	1,000円																																																
	50cc超～90cc以下	2,000円	1,200円																																																
	90cc超～125cc以下	2,400円	1,600円																																																
	ミニカー	3,700円	2,500円																																																
軽自動車	二輪車 250cc以下	3,600円	2,400円																																																
	三輪車	3,900円	3,100円																																																
	四輪乗用	営業用	6,900円	5,500円																																															
		自家用	10,800円	7,200円																																															
	四輪貨物	営業用	3,800円	3,000円																																															
		自家用	5,000円	4,000円																																															
小型特殊自転車	農耕用	2,400円	1,600円																																																
	その他	5,900円	4,700円																																																
小型二輪自動車 250cc超	6,000円	4,000円																																																	
都固定資産税	「特定空家等」に係る住宅用地特例の除外	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった「特定空家等」に係る土地を住宅用地特例の対象から除外する。	27																																																
法人市民税	税率の改正	法人市民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、 ①資本金又は資本準備金を欠損の補填又は損失の補填に充てた金額（無償減資額）を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額（無償増資額）を加算する措置を講ずる。 ②資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずる。	27																																																



【平成28年度適用】

税目	項目	概要	改正年																																			
軽自動車税	重課税率の創設	<p>グリーン化を進めるため新車登録から13年を経過した四輪車等には税率を概ね1.2倍した税率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪車</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		標準税率	重課税率	三輪車		3,900円	4,600円	軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	8,200円	自家用	10,800円	12,900円		四輪貨物	営業用	3,800円	4,500円	自家用	5,000円	6,000円	26											
	区分		標準税率	重課税率																																		
三輪車		3,900円	4,600円																																			
軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	8,200円																																		
		自家用	10,800円	12,900円																																		
	四輪貨物	営業用	3,800円	4,500円																																		
		自家用	5,000円	6,000円																																		
	軽減税率の創設	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <p>* 電気・天然ガス自動車：概ね75%減</p> <p>* 軽乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度燃費基準+20%達成車：概ね50%減</li> <li>平成32年度燃費基準達成車：概ね25%減</li> </ul> <p>* 軽貨物車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度燃費基準+35%達成車：概ね50%減</li> <li>平成27年度燃費基準+15%達成車：概ね25%減</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>標準税率</th> <th>概ね75%減</th> <th>概ね50%減</th> <th>概ね25%減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪車</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		標準税率	概ね75%減	概ね50%減	概ね25%減	三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	27
区分		標準税率	概ね75%減	概ね50%減	概ね25%減																																	
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																	
軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																
	四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																
市たばこ税	税率の改正	<p>旧3級品のたばこの特例税率を廃止し、税率を段階的に通常の紙巻たばこの税率と同率に引き上げる。</p> <p>《年度ごとの税率（1,000本につき）》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>2,495円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>2,925円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>3,355円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>4,000円</td> <td>645円</td> </tr> <tr> <td>平成31年</td> <td>5,262円</td> <td>1,262円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税額	引上げ額	改正前	2,495円		平成28年	2,925円	430円	平成29年	3,355円	430円	平成30年	4,000円	645円	平成31年	5,262円	1,262円	27																	
年度	税額	引上げ額																																				
改正前	2,495円																																					
平成28年	2,925円	430円																																				
平成29年	3,355円	430円																																				
平成30年	4,000円	645円																																				
平成31年	5,262円	1,262円																																				
固定・都市資産税計画税	バリアフリー改修及び省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置における要件の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積要件（改修後の住宅の床面積が50㎡以上）を追加。</li> <li>工事費要件について、50万円超（国または地方公共団体からの補助金をもって充てる部分を除く）とする。</li> </ul>	27																																			

【平成29年度適用】

税目	項目	概要	改正年				
県・市	給与所得控除の改正	給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除	26				
軽自動車税	軽四輪車等に対するグリーン化特例（軽課）の延長	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。	28				
		* 電気・天然ガス自動車：概ね75%減					
		* 軽乗用車 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度燃費基準+20%達成車：概ね50%減</li> <li>平成32年度燃費基準達成車：概ね25%減</li> </ul>					
		* 軽貨物車 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度燃費基準+35%達成車：概ね50%減</li> <li>平成27年度燃費基準+15%達成車：概ね25%減</li> </ul>					
		区分		標準税率	概ね75%減	概ね50%減	概ね25%減
		三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	
	四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	

【平成30年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	給与所得控除の改正	給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除額について220万円の上限を設ける。	26
	スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設	健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている所得割の納税義務者が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8,000円を超える場合には、8万8,000円）について、その年分の総所得金額等から控除する。	28
	上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置	特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得（上場株式等の配当所得等）について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項を基に課税できること等を明確化するための改正。	29

市たばこ税	税率の引き上げ	<p>たばこ税の税率を平成30年10月1日から段階的に引き上げる。</p> <p>《年度ごとの税率(1,000本につき)》</p> <table border="1" data-bbox="753 298 1222 464"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税額</th> <th>引上げ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>5,262円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30.10.1~</td> <td>5,962円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>H32.10.1~</td> <td>6,122円</td> <td>430円</td> </tr> <tr> <td>H33.10.1~</td> <td>6,552円</td> <td>430円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	税額	引上げ額	改正前	5,262円		H30.10.1~	5,962円	430円	H32.10.1~	6,122円	430円	H33.10.1~	6,552円	430円	30																				
年度	税額	引上げ額																																				
改正前	5,262円																																					
H30.10.1~	5,962円	430円																																				
H32.10.1~	6,122円	430円																																				
H33.10.1~	6,552円	430円																																				
固定資産税	<p>【固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定の追加】</p> <p>中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した機械・装置等の償却資産</p>	<p>市が導入促進基本計画を策定し、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、年率3%以上労働生産性の向上を見込む、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を新たに課すこととなった年度から3年度間はその価格に零の割合を乗じて得た額とする。</p>	30																																			
軽自動車税	軽四輪車等に対するグリーン化特例(軽課)の見直し	<p>平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、平成30・31年度分の軽自動車税の税率を軽減する。</p> <p>*電気・天然ガス自動車：概ね75%減</p> <p>*軽乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度燃費基準+30%達成車：概ね50%減</li> <li>平成32年度燃費基準+10%達成車：概ね25%減</li> </ul> <p>*軽貨物車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度燃費基準+35%達成車：概ね50%減</li> <li>平成27年度燃費基準+15%達成車：概ね25%減</li> </ul> <table border="1" data-bbox="719 1218 1376 1435"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>標準税率</th> <th>概ね75%減</th> <th>概ね50%減</th> <th>概ね25%減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪車</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		標準税率	概ね75%減	概ね50%減	概ね25%減	三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	29
区分		標準税率	概ね75%減	概ね50%減	概ね25%減																																	
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																	
軽自動車	四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																
	四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																

【令和元年度適用】

税目	項目	概要	改正年												
個人住民税	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	納税者本人の合計所得が1,000万円を超える場合については、適用できないこととし、配偶者特別控除となる配偶者の合計所得を38万円超123万円以下（現行：38万円超76万円未満）とする。 併せて調整控除を見直す。	29												
	住宅借入金等特別税額控除の個人住民税における要件緩和	個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する記載があること等の要件を不要とする。	31												
法人市民税	税率の改正	<p>法人市民税法人税割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超える法人</td> <td>12.1%</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>10.9%</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>9.7%</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>予定申告の特例 法人市民税法人税割の税率改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は「前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数」（通常は「6÷前事業年度の月数」）とする経過措置が講じられる。</p>	法人等の区分	改正前	改正後	資本金等の額が10億円を超える法人	12.1%	8.4%	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	10.9%	7.2%	上記以外の法人	9.7%	6.0%	28
法人等の区分	改正前	改正後													
資本金等の額が10億円を超える法人	12.1%	8.4%													
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	10.9%	7.2%													
上記以外の法人	9.7%	6.0%													
軽自動車税	軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減	消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に限り、環境性能割の税率を1%分軽減する。	31												
	軽自動車税のグリーン化特例の見直し	軽自動車税種別割として課税することになる令和2年度分、令和3年度分について、燃費性能等が優れた軽自動車（新車に限る）を取得した場合に、翌年度分の税率を燃費性能等に応じて税率を軽減する現行の特例を適用する。 また、現行の最初の新規検査から13年を経過した軽自動車に対する重課税率の適用を、令和2年度分以降も適用する。													

【令和2年度適用】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応として、「使用者を所有者とみなす」制度の拡大	戸籍等の公簿上の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前にその固定資産を使用している者に対して通知した上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる。	2
固・定都資市産計 税画 税	【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置】 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又は零とする。 （※）令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、 ・30%以上50%未満減少している者：2分の1 ・50%以上減少している者：零	2
固定資産税	【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置】 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した事業用家屋及び構築物に追加	市が導入促進基本計画を策定し、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの間に、年率3%以上労働生産性の向上を見込む、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を新たに課すこととなった年度から3年度間はその価格に零の割合を乗じて得た額とする。	2

市税概要（No.39）令和2年度版  
〈非売品〉

発 行 埼玉県入間市役所

編 集 総務部市民税課

令和3年 1月発行

埼玉県入間市豊岡1-16-1

電話04（2964）1111